

平成 30 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 30(2018)年 6 月
亀田医療大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	11
基準 3 教育課程	28
基準 4 教員・職員	35
基準 5 経営・管理と財務	43
基準 6 内部質保証	56
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	63
基準 A 地域連携と国際交流	63
A-1 地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働	63
V. 特記事項	69
1. チューター制について	69
2. 大学院進学に関する支援制度について	69
3. 電子機器の導入について	69
VI. 法令等遵守状況一覧	70
VII. エビデンス集一覧	79
エビデンス集（データ編）一覧	79
エビデンス集（資料編）一覧	79

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

平成 21(2009)年 4 月に設立された学校法人鉄蕉館（平成 21(2009)年 4 月 23 日に学校法人結城学園（平成元(1989)年 3 月 31 日設立）から改称。以下「本法人」という。）は、その使命として、「我々は、愛の心をもって、学修者が能力を最大限に発揮できるように支援し、自らの幸せと社会に貢献できる人材を育成すること。」を掲げ、その基本理念として以下の 3 項目を掲げている。

- ・私たちは、すべての学修者を尊重し、信頼し続ける。
- ・私たちは、お互いに「信頼と尊敬」の心を持ち、学修者のため協力する。
- ・私たちは、固定概念にとらわれないチャレンジ精神とグローバルな視野を持ち、常に変化し続ける。

平成 24(2012)年 4 月に創立された亀田医療大学（以下「本学」という。）は、その基本理念を「HEART」として表現している。「HEART」とは、Humanity(人間への愛と尊厳を持ち、患者さま中心の医療を実践できる心)、Empowerment(一人ひとりが生涯にわたり自らの能力を向上させる力)、Autonomy(高い専門性を持って自らを律する心)、Reason(プロフェッショナルとしての理性)、Team(医療チームの一員として役割を果たす力)を意味し、「HEART」に集約された特性を持つ教養豊かな社会人、そして医療人として育つことを目的としている。

2. 大学の使命・目的

上記の基本理念に基づき本学では、21 世紀社会が必要とする保健医療福祉分野における学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開できる専門職者の育成を使命・目的としている。

更にこの使命に基づき、看護学部看護学科では幅広い教養と国際的な視野を持ち、看護の専門的知識と臨地実践能力を身につけ、生涯を通して成長し続け、地域社会の保健、医療、福祉システムを担う医療チームの一員及びリーダーとして活動する看護師の育成を目指している。4 年間で確たる学修成果を上げるべくアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを下記のごとく定めている。

アドミッション・ポリシー

本学では、多様な専門職との協働により、看護の対象となる人々に包括的な看護実践を提供する能力を有する人材を育成する。そのため、入学生には次のような資質を求め、基礎的な学力と対人関係を重視した選抜を行う。

1. 人間の尊厳を守り、人々の多様性を理解できる人
2. 相手を思いやり、豊かな人間関係を築ける人
3. 物事への関心と科学的な探究心を持てる人
4. 看護に深い関心を寄せ、主体的に能力を身につけられる人

ディプロマ・ポリシー

本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定めるリベラル・エデュケーション及び専門分野に関する全科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与する。

1. 人間への深い理解と高い倫理観を基に、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。
2. 対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象が置かれている地域環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。
3. 看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できると共に、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。
4. あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を実践できる。
5. さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。
6. 国際社会の一員であるという自覚と、意欲を持って行動することができる。

カリキュラム・ポリシー

本学では、「HEART」の理念に基づき、教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育成するカリキュラムを実施する。各科目の編成は、幅広い教養に基づく優れた看護実践能力として、国際的視野をもち、地域への貢献を柱にディプロマ・ポリシーで示す目標を達成するため、以下のような方針で実施する。

1. 看護職として課題探求能力や創造性の高い一般教養を兼ね備えた人材を育成するため、1年次には基礎教養分野での科目を多く配置し、特に、汎用的技能や態度・志向性を高めるためのゼミナール学習を主とした科目を配置している。
2. 看護職として必要な人体に関わる知識の認知能力を土台に、思考・判断を深めるように、生命科学領域と看護専門分野において、理論と演習が連動する配置にしている。
3. 2・3年次の履修では、看護における専門的知識・技術を修得するため、看護専門分野Ⅰ、看護専門分野Ⅱを設定し、対象の健康レベルや生活の場に合わせた看護を段階的に学べるように科目を配置している。
4. 看護の実践と統合として、3年次には、研究的な能力を培うための看護研究及び4年次の研究ゼミを中心に、EBMに基づいた実践能力の強化を図る。それと同時に、個人の関心や希望に沿って看護分野を選択できる「看護専門分野選択科目」の実習を行い、個別的な強みや得意分野を強化できるように実践能力を高める。
5. 国際社会の一員としての学びでは、1年次からの外国語及び他の関連科目を連動する

内容で編成し、3年次には海外研修として学生の選択による研修国で、文化背景の異なる多様な人々との交流や支援システムの見学を行う。

3. 大学の個性・特色

法人の歴史は幕末亀田家の先祖、亀田自證（じしょう）が長崎で蘭学を学び、当地鴨川で「鉄蕉館」という蘭学塾と診療所を開設し、診療活動と医療、看護教育活動を開始したことに始まる。この進取の気性を継承することが本学の使命でもある。そして本学では、これからの高齢化社会、グローバル社会に向けて、「包括的な高い実践能力」を身に着けるとともに、国際社会の一員としての心構えと能力を持った看護師養成を目指している。本学の主たる実習施設である医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターは、同じ亀田グループの一員として共有する使命、理念を掲げており、本学学生は4年間の在学中で一貫した指導、教育及び実習を受けることができる。このことは、医療知識、医療技術の習得だけではない、一人の人間として確たる精神、信念を持った医療人、看護師の養成に極めて適した環境を提供している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

亀田グループによる看護教育の歴史は、昭和26(1951)年に准看護婦制度新設に伴い、昭和29(1954)年の亀田病院准看護学校を開校、昭和41(1966)年には民間として初めての看護師学校(現学校法人鉄蕉館亀田医療技術専門学校)を設立した。そして、これまでの60数年の歴史の中で、4,000人近い看護師を育成してきた。本学も平成28(2016)年には第1期生が卒業、今春(平成30(2018)年)には第3期生が卒業し、社会貢献への参画を開始した。

本学の沿革は下記に示す。

平成21(2009)年4月	学校法人結城学園から学校法人鉄蕉館に名称変更
平成21(2009)年6月	学校法人鉄蕉館 大学開設準備室設置
平成23(2011)年10月	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学 看護学部看護学科 設置認可
平成24(2012)年4月	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学 開学

2. 本学の現況

・大学名

亀田医療大学

・所在地

千葉県鴨川市横渚 462

・学部構成

看護学部看護学科

・学生数、教員数、職員数

学生数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

（単位： 人）

学部	学科	入学 定員	収容 定員	在籍者数				
				1 年	2 年	3 年	4 年	合計
看護	看護	80	320	79	81	75	86	321

教員数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

（単位： 人）

学部	学科	専任教員					兼任 教員	合計
		教授	准教授	講師	助教	合計		
看護	看護	9	5	7	5	26	73	99

職員数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）（単位： 人）

専任職員		パート	派遣	合計
正職員	嘱託職員			
18	0	13	0	31

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

平成 24(2012)年 4 月に創立された本学は、その基本理念を「HEART」として表現している。すなわち「HEART」とは、Humanity(人間への愛と尊厳を持ち、患者さま中心の医療を実践できる心)、Empowerment(一人ひとりが生涯にわたり自らの能力を向上させる力)、Autonomy(高い専門性を持って自らを律する心)、Reason(プロフェッショナルとしての理性)、Team(医療チームの一員として役割を果たす力)を意味する。この基本理念に基づき本学では、21 世紀社会が必要とする保健医療福祉分野における学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者の育成を使命・目的としている。そして、“看護学部看護学科においては幅広い教養と国際的な視野を持ち、看護の専門的知識と臨地実践能力を身につけ、生涯を通して成長し続け、地域社会の保健、医療、福祉システムを担う医療チームの一員、及びリーダーとして活動する看護師の育成を使命・目的”として、4 年間で確たる学修成果を上げるべくアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを下記のごとく定めている。

アドミッション・ポリシー

本学では、多様な専門職との協働により、看護の対象となる人々に包括的な看護実践を提供する能力を有する人材を育成する。そのため、入学生には次のような資質を求める。従って、基礎的な学力と対人関係を重視した選抜を行う。

1. 人間の尊厳を守り、人々の多様性を理解できる人
2. 相手を思いやり、豊かな人間関係を築ける人
3. 物事への関心と科学的な探究心を持てる人
4. 看護に深い関心を寄せ、主体的に能力を身につけられる人

ディプロマ・ポリシー

本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定めるリベラル・エデュケーション及び専門分野に関する全科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与する。

1. 人間への深い理解と高い倫理観を基に、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。
2. 対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象が置かれている地域環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。
3. 看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できると共に、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。
4. あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を実践できる。
5. さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。
6. 国際社会の一員であるという自覚と意欲を持って行動することができる。

カリキュラム・ポリシー

本学では、「HEART」の理念に基づき、教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育成するカリキュラムを実施する。各科目の編成は、幅広い教養に基づく優れた看護実践能力として、国際的視野をもち、地域への貢献を柱にディプロマ・ポリシーで示す目標を達成するため、以下のような方針で実施する。

1. 看護職として課題探求能力や創造性の高い一般教養を兼ね備えた人材を育成するため、1年次には基礎教養分野での科目を多く配置し、特に、汎用的技能や態度・志向性を高めるためのゼミナール学習を主とした科目を配置している。
2. 看護職として必要な人体に関わる知識の認知能力を土台に、思考・判断を深めるように、生命科学領域と看護専門分野において、理論と演習が連動する配置にしている。
3. 2・3年次の履修では、看護における専門的知識・技術を修得するため、看護専門分野Ⅰ、看護専門分野Ⅱを設定し、対象の健康レベルや生活の場に合わせた看護を段階的に学べるように科目を配置している。
4. 看護の実践と統合として、3年次には、研究的な能力を培うための看護研究及び4年次の研究ゼミを中心に、EBMに基づいた実践能力の強化を図る。それと同時に、個人の関心や希望に沿って看護分野を選択できる「看護専門分野選択科目」の実習を行い、個別的な強みや得意分野を強化できるように実践能力を高める。
5. 国際社会の一員としての学びでは、1年次からの外国語及び他の関連科目を連動する内容で編成し、3年次には海外研修として学生の選択による研修国で、文化背景の異なる多様な人々との交流や支援システムの見学を行う。

以上のとおり、大学の使命・目的に沿った教育理念を「HEART」として掲げ、それらの達成能力を具体的なディプロマ・ポリシーとして明示している。そして、そのディプロマ・ポリシーを実現できる教育内容のカリキュラムを策定し、そのカリキュラムの進行・運営にあたっては、カリキュラム・ポリシーを明確な文章で表現している。また、アドミッション・ポリシーでは、その教育課程にふさわしい人材像を、明確な文章で具体的に明示している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-①-1】 亀田医療大学学則【資料 F-3】 参照

【資料 1-1-①-2】 亀田医療大学大学案内 2019 (P2, P3)【資料 F-2】 参照

【資料 1-1-①-3】 平成 30 年度 学生便覧 (P1)【資料 F-5】 参照

1-1-② 簡潔な文章化

本学の理念、使命・目的はホームページ、大学案内、シラバス、学生便覧等に簡潔な文章で明記されている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-②-1】 亀田医療大学ホームページ抜粋「教育理念と教育目標」

<http://www.kameda.ac.jp/department/index.html>

【資料 1-1-②-2】 亀田医療大学大学案内 2019 (P2, P3)【資料 F-2】 参照

【資料 1-1-②-3】 平成 30 年度 シラバス (P9)【資料 F-12】 参照

【資料 1-1-②-4】 平成 30 年度 学生便覧 (P1)【資料 F-5】 参照

1-1-③ 個性・特色の明示

特筆すべき本学の個性・特色として、法人の歴史は幕末亀田家の先祖、亀田自證（じしょう）が長崎で蘭学を学び、当地鴨川で「鉄蕉館」という蘭学塾と診療所を開設し、診療活動と医療、看護教育活動を開始したことに始まる。この進取の気性を継承することが本学の特記すべき使命でもある。そして本学では、当地に根差した南房総全域を含む住民の健康を守るという使命を基本にこれからの高齢化社会、グローバル社会に向けて、「包括的な高い実践能力」を身につけ、国際社会の一員としての心構えと能力を持った看護師養成を目指す。

また、本学の主たる実習施設である医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターは、同じ亀田グループの一員として共有する使命、理念を掲げており、亀田グループと本学におけるユニフィケーション協定に基づき、4年間の在学中で一貫した指導、教育及び実習を受けることができる。このことは、医療知識、医療技術の習得だけではない、確たる精神、信

念を持った医療人、看護師養成に極めて適した環境を提供していると思われる。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-③-1】 亀田医療大学大学案内 2019(P2) 【資料 F-2】 参照

【資料 1-1-③-2】 平成 28 年～平成 32 年(2016～2020) 中長期目標・平成 30 年度目標

【資料 1-1-③-3】 ユニフィケーション活動に関する協定書

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、社会の変化に対応し、適宜見直し変更を行っていくべきであるが、本学は平成 24(2012)年 4 月開学とまだ歴史も浅く、見直しを必要とする時期、段階には至っていない。しかしながら社会の趨勢を常に見つめ、必要に応じて適切に改変、追加等を行っていく。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-1-④-1】 亀田医療大学学則 【資料 F-3】 参照

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的及び教育目的は、具体的に簡潔な文章で明文化されている。今後は、社会的要請などにより適宜見直し、必要があれば改良、改変を加えていく。これらの内容は、大学案内冊子(日本語版、英語版)、学生便覧、本学公式ホームページ、学生募集要項などに明記し、入学式、学位記授与式、オープンキャンパスなどの機会に分かりやすく、簡潔に伝えていく。

使命・目的及び教育目的の「個性・特色の明示」については、当分は現行を維持していくつもりである。「変化への対応」も同様に、社会情勢を見極め、適宜対応していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本法人及び本学の目的は、それぞれ寄附行為第3条及び学則第1章第1条に明記されており、大学案内、シラバス、学生便覧、本学公式ホームページ、学生募集要項などにも教育理念、方針・教育目標が掲げられ、教職員共通の認識、支持を得ていると言える。

また、役員、教職員協働のもと策定された平成30年度事業計画には、使命、理念が明記されており、平成29(2017)年7月には「経常費補助金」の概要及び申請条件に係るFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会が開催され、大学経営知識を得る機会を設けた。この研修により、本申請に関与した教職員の経営参画意識が高まり、平成29(2018)年度「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」を獲得し、iPad、電子黒板、シミュレーターを購入した結果、効果的なアクティブラーニング、ペーパーレス会議が実現し、効率的な大学運営に寄与した。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料1-2-①-1】学校法人鉄蕉館寄附行為【資料F-1】参照

【資料1-2-①-2】亀田医療大学学則【資料F-3】参照

1-2-② 学内外への周知

学内外への周知について、大学の使命・目的及び教育目的は、学則、大学案内（日本語版、英語版）、本学公式ホームページ、学生便覧、学生募集要項などに明記されており、教職員だけではなく学生、保護者、入学・受験希望者など全てのステークホルダーに周知・理解されるよう実施している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料1-2-②-1】亀田医療大学学則【資料F-3】参照

【資料1-2-②-2】亀田医療大学大学案内 日本語版、英語版【資料F-2】参照

【資料1-2-②-3】亀田医療大学ホームページ抜粋「大学概要」

<http://www.kameda.ac.jp/university/index.html>

【資料1-2-②-4】平成30年度 学生便覧(P1)【資料F-5】参照

【資料1-2-②-5】2019 学生募集要項(P1)【資料F-4】参照

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成28(2016)～32(2020)年度の中期計画には冒頭に当法人の使命、基本理念を明記し、それを反映すべく具体的な計画、戦略を掲げている。中期計画の策定にあたっては、幅広く十分に教職員の意見を求め、多くの教職員が計画・文章作成に参画している。策定については理事会、評議員会にて十分に審議を行ったうえで決定されたものである。本計画書は経営会議、教授会・学科会議にて報告し教職員に対して周知し、本学公式ホームページ

にも掲載されている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-2-③-1】平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標

【資料 1-1-③-2】参照

【資料 1-2-③-2】亀田医療大学ホームページ抜粋(中期計画・見出し)

http://www.kameda.ac.jp/university/chuki_h29.pdf

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、3 つの方針であるアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーにて 4 年間で学修成果を上げるべく明記されている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-2-④-1】亀田医療大学大学案内 2019(P3) 【資料 F-2】参照

【資料 1-2-④-2】平成 30 年度 学生便覧(P1～P2) 【資料 F-5】参照

【資料 1-2-④-3】亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性としては、本学の理念に基づき、Humanity、Empowerment、Autonomy、Reason、Team の意味である「HEART」に集約された特性を持つ教養豊かな社会人、医療人を育成するための教育研究組織として、看護学部看護学科、図書館の他に地域連携室・生涯学習センター運営委員会及び平成 28(2016)年度から総合研究所の設置・拡充を行い、より積極的な臨床・看護研究支援を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 1-2-⑤-1】学校法人鉄蕉館 組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的について明確になっているが、役員に対しては理事会、評議員会を通して、また教職員に関しては、FD・SD 企画等を通してより一層の周知、徹底を行っていく。

学内外への周知に関しては、当該ステークホルダーに対して大学案内、学生便覧等の文書媒体、大学ホームページや今後は SNS を活用して行っていく。

中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映に関しては、学長のリーダーシップを強化しつつ、必要に応じ追加、改変を行っていく。

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性については、現在準備中である大学院修士課程を設置、本学の主たる看護実習かつ卒業後就労施設である亀田メディカルセンターとの卒業教育の連携、総合研究所における看護臨床研究支援等により県南一の魅力ある看護学教育及び研究施設としての地位を確立していく。また国際性、グローバル化社会への対応についても、ネイティブスピーカーである外国語を教授する常勤の教員を採用し、授業を通じて外国人学生との交流を活発化しており、国際看護学においても、海外実習先の拡充等を通して行っていく。

【基準1の自己評価】

大学の使命・目的及び教育目的は、明確かつ具体的であり簡潔な文章で表現されており、本法人の歴史、経過を踏まえた地域特性に基づき、本学ならではの個性・特色を含んでいる。法令への適合も満たしており、社会の変化にも対応できるようになっている。また役員・教職員をはじめステークホルダーにも周知され、3つの方針に有効的に反映され、中期計画の策定にも考慮されている。さらに、教育研究組織の構成と整合性も適切である。

以上から本学の使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性に問題はないと判断する。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

亀田医療大学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者の育成を目指している。この使命・目的に基づいて、アドミッション・ポリシーを定めている。

アドミッション・ポリシーは「HEART」の教育理念とともに、亀田医療大学案内パンフレットや学生募集要項への掲載、オープンキャンパスや進路説明会での周知及びホームページで公開することで、本学入学を希望する受験生やその保護者並びに高等学校進路指導

担当教諭等への情報提供を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-1-①-1】 2019 学生募集要項(P1) 【資料 F-4】 参照

【資料 2-1-①-2】 亀田医療大学大学案内 2019(P3) 【資料 F-2】 参照

【資料 2-1-①-3】 亀田医療大学ホームページ抜粋 (理念と方針) 【資料 1-2-④-3】 参照

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づき、4 区分の入学試験（推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試）を実施することで、多様な人材の受入機会の増大を図っている。また、アドミッション・ポリシーとしてあげている豊かな人間性に沿った学生を確保するために、4 区分の入学試験全てにおいて、面接試験を実施している。面接試験では、アドミッション・ポリシーを踏まえた面接の視点である「人間性：人への思いやり、志、情緒の安定性」、「知性・理性：探求心、理解力、論理性、資格・検定内容」、「社会性：コミュニケーション能力、協調性、積極性」、「その他」で構成する判定用紙を使用し、各面接者の自律した判断で可否を判定し、問題のある場合はその理由を記載している。

入試区分毎の選考方針は以下のとおりとしている。

（ア）推薦入試

推薦入試には、本学が指定校と認める高校の校長の推薦によって受験できる指定校推薦入試と、受験生自らが学校長の推薦を受けて受験する公募推薦入試の 2 つがある。いずれの推薦入試においても出願資格は、「①高等学校若しくは中等教育学校を卒業見込みの者、②本学を専願する者で、合格した場合には必ず入学することを確約できる者、③調査書の全体の評定平均値が、定められた評定値以上である者、④看護に興味を持ち、将来看護の実践、教育研究の分野で活躍したいという意思が明らかな者」としている。

選抜方法は、記述式の小論文（試験時間 60 分）及び面接官による面接の結果を総合的に評価し、合格者を決定している。記述式の小論文は、本学教員 3 人が、短文解説型問題 1 問と資料分析問題 1 問の出題を行い、その採点を担っている。

なお、募集定員は、指定校推薦入試が 30 人と公募推薦入試が 10 人の合計 40 人である。

（イ）一般入試

一般入試は、本学と東京の 2 会場（平成 31(2019)年度入試から仙台会場を加えた 3 会場。）で実施する一般入試Ⅰ期と、本学で実施する一般入試Ⅱ期に区分される。

出願資格は、「①高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者、②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者、③学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び認められる見込みがある者」としている。

選抜方法は、平成 31(2019)年度入試から 2 科目（各 60 分）の学科試験結果と面接試験結果を総合評価して、合格者を決定している。

学科試験は、科目Ⅰ：【「国語総合（古文・漢文を除く）」、「英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）」から 1 科目選択】、科目Ⅱ：【「(数学Ⅰ・A)」、「化学基礎」、「生物基礎」から 1 科目を選択】の 2 科目としている。

なお、一般入試Ⅰ期は、開学以降 1 日目に学科試験、2 日目に面接試験としていたが、平成 30(2018)年度入試から学科試験と面接試験を 1 日で実施することで、志願者の負担軽減を図っている。

募集定員は、一般Ⅰ期で 30 人、一般Ⅱ期で 5 人の合計 35 人である。

(ウ) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験利用入試の出願資格は、一般入試と同様の出願資格に加え、大学入試センター試験の教科科目のうち、本学が指定した教科・科目を受験した者としている。

一次選考では、選考科目である①国語（近代以降の文章）と②外国語（英語）及び③選択科目（「数学Ⅰ・数学A」、「化学」、「生物」から 1 科目、又は「化学基礎」、「生物基礎」の 2 科目）としている。科目配点は、国語（100 点）、外国語（200 点を 100 点換算）、選択科目（100 点）の合計 300 点で、面接の結果を総合して、募集定員 5 人の合格者を決定している。

(エ) 社会人入試

社会人入試の出願資格は、「入学時に 3 年以上の社会人経験（家事・家業従事を含む。）を有し、①高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又は③学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」、以上のうちいずれかの要件を満たしている者としている。選抜方法は、出願書類（志願理由書、調査書）の内容、記述式の小論文（試験時間 60 分）及び 2 人の面接者による面接の結果を総合的に評価し、合格者を決定している。なお、募集定員は若干名である。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-1-②-1】 2019 学生募集要項(P1~P7) 【資料 F-4】 参照

【資料 2-1-②-2】 亀田医療大学ホームページ抜粋「入学案内」

http://www.kameda.ac.jp/entrance/exam_info.html

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 29 (2017) 年度に実施した平成 30 (2018) 年度各入試区分別における募集定員及び入学者数は、表 2-1-1 のとおりである。

表 2-1-1 平成 30 (2018) 年度入試区分別の募集定員と入学者数

	推薦入試		一般入試		大学センター 試験利用	社会人 入試	計
	指定校	公募	I 期	II 期			
募集定員	30	10	30	5	5	若干	80
入学者数	30	3	39	0	3	1	76
計との比率	1	0.3	1.3	0	0.6	—	95%

また、開学以降の入学選抜状況は表 2-1-2 のとおりであり、適正な入学者数は維持されている。しかし、近年の志願者数は低迷傾向にあり、入学生の質確保を視野に入れると志願者数の確保は大きな課題となっている。

表 2-1-2

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入学定員	80	80	80	80	80	80	80
志願者数	199	122	316	223	161	128	122
入学者数	85	79	91	87	80	83	76
入学者数/定員	1.06	0.99	1.14	1.09	1.00	1.04	0.95

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-1-③-1】 2019 学生募集要項 (P1) 【資料 F-4】 参照

【資料 2-1-③-2】 亀田医療大学入試結果 (H24～H30 年度)

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

入学生確保については、今後も大学案内パンフレットや学生募集要項へのアドミッション・ポリシーの掲載、オープンキャンパスや進路説明会での周知及びホームページでの広報に努める。今後さらに、SNS やラジオ放送の活用等を通して、本学の認知度を高めるための広報活動に一層注力する。

これまでの学生受入における改善策として平成 28 (2016) 年度から、志願者数の少ないセンター試験利用入試の募集定員を 5 人削減して 10 人から 5 人とし、志願者数の多い一般入試 I 期の募集定員を 5 人増加して、現在の 35 人と変更を図っている。また、平成 30 (2018) 年度入試からは、多様な社会経験や能力を有する入学生確保のために、社会人経験者の入試 (社会人入試) を開始するとともに、今後も、よりアドミッション・ポリシーに沿った人材の受入を行っていく。

本学の入学定員は 80 人で全学年の収容定員は 320 人である。千葉県内の看護系大学は、本学が開学した平成 24 (2012) 年には 6 校で総定員 590 人であったが、5 年後の平成 29 (2017) 年 4 月には、大学数は 3 倍の 18 校に急増し、総学生定員は 1,745 人となっている。加えて、

大学が位置する南房総地域における 15～64 才の生産年齢人口割合は、全県の割合 (62.0%) よりも約 10%低い 48.9%～53.6%であることから、適切な志願者数の確保が入学者受入における喫緊の課題となっている。

志願者数の確保策として、理事長、学長、副学長をはじめ全教職員が県内の多くの高校を訪問しての大学紹介を実施するとともに、県外にある卒業生・在学生の出身高校や東京都 (伊豆大島を含む)、埼玉県、山梨県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、沖縄県の高校訪問を行っている。更に本学は、女子サッカーを後援していることから、サッカーに関連のある高校へのアプローチも行っている。

2つ目の志願者数確保策として、受験科目数を検討した。即ち、科目Ⅰとして、「国語総合 (古文・漢文を除く)」、「英語 (コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ)」から1科目を、また、科目Ⅱとして、「(数学Ⅰ・A)」、「化学基礎」、「生物基礎」から1科目を選択することとし、平成31(2019)年度一般入試から、従来の3科目受験から2科目受験となる。

3つ目の志願者数確保策として、平成31(2019)年度一般入試Ⅰ期における試験会場を、本学と東京に加え、宮城県仙台市を加えた3会場で実施することを予定している。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

「大学設置基準等の一部を改正する省令」(平成29年文部科学省令第17号)に基づき、本学でも規定の一部改正を行った。(平成29年5月22日開催の理事会において承認。)学修支援については、教務・カリキュラム委員会及び学生支援委員会を中心に計画・決定・実施を行い、また、IR(Institutional Research)活動を行う組織として、学長戦略室内にIR部門が設置され学生の各種データの収集・分析を通し教職員が協働して学修支援を行っている。「学生の学力調査」「学生満足度調査」「学生生活実態調査」により学修に関する学生の実態を把握し、学修支援のために整備を行っている。本学では、学生の学修及び生活全般について支援を行うために、平成24(2012)年の開学時から、チューター制度を設けている。チューターとなる各専任教員は、事務職員と協働して、1～4年次までの学生を教員1人当たり約16～18人担当する。チューター教員は、1年次の入学時から学年進行により4年間、学生及び保護者に対する継続的な支援体制をとる。チューターは1年に2回(4月、10月)、学生と面談をし、健康状態、生活習慣(食事、睡眠など)、交友関係、履修状況(学習状況)、アルバイトの有無、心配や悩みなどの確認を行っている。また、各学年に教授1人を学年主任としておくことで、チューター教員の相談に応じ、学年を統括する役

目を担っている。

学生の学修を支援していくために、1年に1回の保護者懇談会を開催している。さらに、1年に2回（前期・後期）、保護者に成績通知の際に、教員から学生の学修状況に対するコメントを記載して送付している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-2-①-1】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程

【資料 2-2-①-2】 平成 29 年度 1 年生 基礎学力試験結果

【資料 2-2-①-3】 平成 29 年度 学生生活満足度調査報告書

【資料 2-2-①-4】 平成 28 年度 第 2 回学生生活実態調査報告書

【資料 2-2-①-5】 チューター制について（具体的な役割）

【資料 2-2-①-6】 平成 29・30 年度前期 後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について

【資料 2-2-①-7】 平成 28 年度 学年主任について

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は TA(Teaching Assistant)制度を導入していないが、助手が学修支援や授業の補佐を担当することで、円滑な運営が行われている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-2-②-1】 亀田医療大学ホームページ抜粋「教員紹介」

<http://www.kameda.ac.jp/department/staff.html>

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学長戦略室内に設置された IR 部門の機能の充実を図ることで、学生の学修支援を強化している。チューター教員による学修支援については、その相談、助言や指導内容が多岐に渡り複雑化しているため、個々のチューター教員では解決が困難なことがある。

チューター教員のみで対応できない場合は、学年主任の指示を受け外部のカウンセラーや精神科での受診につなぐための学内申合せ対応を行っている。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は「HEART」の理念に基づき、教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育成するカリキュラムを行っており、4年間の学修を通して社会に貢献できる看護師育成を目指している。

教育課程における授業科目の多くがキャリア教育の目的を含んでいる。学年進行とともに「専門科目」の授業が増え、より専門性の高い内容となっていく。その中でも臨地実習はより一層高度なキャリア教育といえる。臨地における先輩看護師との出会いは、将来の自己像を培うための重要な役割を果たしている。

国家試験支援及び就職支援について、本学では、学生の看護師国家試験全員合格に向けた支援及び就職支援を行うことを目的に「学生支援委員会」を組織し、月1回の定例会議及び臨時会議を開催しその中で諸課題を検討している。

国家試験対策としては、低学年から各学年の模擬試験を学長戦略室の国家試験プロジェクトが実施している。模試の結果については個別に返却し、個々の学生の学修状況を把握するなど個別指導に繋げている。また、特別講義を実施する等全員合格を目指し取り組みを強化した。さらに、「卒業生による国試対策」を企画し、卒業生による国試対策のアドバイスを受ける機会を設けた。

卒業時には看護師国家試験の受験資格を得て、卒業後に実施される国家試験に合格することが求められる。そのために入学して間もない時期の1年次から、全ての学年に進路支援ガイダンスを実施し、国家試験合格に向けた支援を行っている。特に4年次は、年度初めに行う進路支援ガイダンス以外にも必要に応じて個別支援を実施した。また、教員対象に看護師国家試験対策セミナーを実施し、対策における指導方法や出題傾向等を学び国家試験に対する知識の上積みを図った。

4年生の保護者には保護者懇談会の全体会で本学の国家試験対策について説明を行い、理解と協力をお願いした。

就職支援に関しては、2, 3, 4年生対象に進路希望調査を実施した。本学は関連病院である亀田メディカルセンターへ就職希望の学生が多い。

本学は平成28(2016)年3月に1期生76人、平成29(2017)年3月に2期生77人、平成30(2018)年3月に85人を社会に送り出した。卒業生の国家試験の結果及び進路(就職・進学)状況においては、国家試験合格者が1期生74人、2期生70人、3期生82人、就職者が1期生70人、2期生75人、3期生79人、進学者は1期生4人、2期生2人、3期生3人となっている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-3-①-1】平成30年度 1・2・3年次国家試験対策予定

【資料 2-3-①-2】看護師国家試験学内業者模試日程

【資料 2-3-①-3】卒業生派遣の依頼

【資料 2-3-①-4】平成30年度 進路支援ガイダンス資料

【資料 2-3-①-5】チューター制について(具体的な役割)【資料 2-2-①-5】参照

【資料 2-3-①-6】平成29・30年度前期 後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について【資料 2-2-①-6】参照

【資料 2-3-①-7】進路希望調査

【資料 2-3-①-8】 国家試験結果

【資料 2-3-①-9】 就職一覧

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、1 年次から授業及び授業外においてもキャリア教育を実施している。看護師を目指して入学した学生が、4 年後に全員が国家資格を取得し、看護職に就けるよう、学長特命プロジェクトとして、平成 30(2018)年度から「国家試験プロジェクト」を設置し、「国試対策ワーキング」を中心に、全学で支援を行っていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生支援委員会を組織し、学生生活安定のための支援を行っている。

(ア) チューターによる支援

本学では学生が豊かな大学生活を送れるよう、一人ひとりの学生に対して教員がきめ細かな関わりを行い、学生を支援するチューター制をとっている。開学初年度は基礎ゼミナール担当教員がチューターの役割を担っていたが、2 年目からこの制度を整えた。この制度は 5 年目となり、学内で検討を重ね少しずつ改良されてきた。1 人のチューターが 1 年生から 4 年生の全学年を担当し、各学年 3~5 人、合計 16~18 人程度の学生を担当している。チューターの役割は資料に示すとおり、多岐にわたっている。

また、チューター変更希望届を出すことによりチューターを変更できるようにするなど学生からの要望も可能な限り応えるようにしている。

(イ) オフィスアワー

全教員が学生の質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯（オフィスアワー）を設けている。学業や学校生活全般に関する質問や相談、個人指導を受けることができる。

(ウ) ハラスメント相談

学生が有意義な勉学、学生生活に専念できるようにハラスメント防止に対する対策をとっており、複数の相談員を配置している。また、4 月にリーフレット「ハラスメント防止と対応」を配布している。

(エ) 学生カウンセラー

心身の健康相談のために、臨床心理士が対応できるようにしている。また4月にはパンフレット「学生相談室のご案内」を配布している。

(オ) 健康の保持増進のための支援

健康の保持増進を図り、充実した大学生活を送れるよう、健康診断、予防接種、健康相談、応急処置などを行っている。保健室は本館1階に位置し、看護師1人が常駐し、学生の心身の健康管理や健康相談にあたっている。また、学生が安心して安定した大学生活を送れるために心療に関する相談体制を整え、学生が抱える心の問題を速やかに軽減し、学業に専念できる体制を整備している。

(カ) 危機管理に対する取り組み

本学は、太平洋沿岸部の鴨川市に位置し、海岸が近いため津波等の自然災害に備え、鴨川市が主催し、全市的に津波避難訓練を行っている。本学においても、学生や教職員、近隣住民も参加し、訓練を実施している。また、消防法に則り、安房郡消防本部鴨川消防署の協力を得て、防災避難訓練を実施している。さらに、緊急の事態に備え、心肺蘇生法を学ぶ目的として、全学生に対し、AED（自動体外式除細動器）を使用したBLS（Basic Life Support）講習を実施している。

また、正課、課外活動、通学中等、学校管理下に発生した事故に備え、一般社団法人日本看護学校協議会共済会が運営する保険制度「Wi11」に全学生が加入し、本人の事故のみならず、実習中に他人に怪我をさせたり、物を破損するといった場合の賠償に備えている。

(キ) 奨学金の貸与に関する支援

学生は、主に本学の関連病院である亀田メディカルセンターの奨学金・修学資金を受給しており、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、千葉県保健師等修学資金、及び鴨川市看護師等修学資金も受給している。

亀田メディカルセンターの奨学金は全体の約75%、修学資金は約44%、日本学生支援機構は約32%、また、千葉県保健師等修学資金は約20%、鴨川市看護師等修学資金は約7%の学生が受給している。

(ク) 学生の課外活動等への支援

本学の学生団体活動（部・サークル活動）は、学生の自由な意思選択と主体的な行動、それに伴う責任は学生のメンバーシップやリーダーシップを高め、人間の幅を広めることのできる活動であり、多くの学生が課外活動に参加している。このような活動に対し本学教員が顧問となり、必要に応じて助言や指導を行っている。本学の部・サークルは運動系7つ、文科系8つとなっている。

(ケ) 既習修得単位の認定（入学前）

本学入学前に、他の大学又は短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学に入学した学生は、その履修単位について教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で、

本学において履修したものとして単位認定を受けることが可能となっている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 2-4-①-1】 亀田医療大学学生支援委員会規則
- 【資料 2-4-①-2】 チューター制について（具体的な役割）【資料 2-2-①-5】 参照
- 【資料 2-4-①-3】 チューター変更希望届
- 【資料 2-4-①-4】 平成 30 年度(前期)教員オフィスアワー一覧表
- 【資料 2-4-①-5】 ハラスメント相談体制と人権委員会委員・相談員
- 【資料 2-4-①-6】 リーフレット「ハラスメント防止と対応」
- 【資料 2-4-①-7】 亀田医療大学学生相談室のご案内
- 【資料 2-4-①-8】 平成 29 年度 保健室運営報告
- 【資料 2-4-①-9】 学校法人鉄蕉館リスクマネジメント及び危機管理基本規則
- 【資料 2-4-①-10】 学校法人鉄蕉館亀田医療大学 消防計画
- 【資料 2-4-①-11】 平成 29 年度 Wi11 の利用状況
- 【資料 2-4-①-12】 平成 29・30 年度 奨学金貸与一覧
- 【資料 2-4-①-13】 平成 29・30 年度 学内団体一覧表
- 【資料 2-4-①-14】 平成 30 年度 亀田医療大学 BLS 研修
- 【資料 2-4-①-15】 平成 30 年度 学生便覧（P21 既習修得単位の認定(入学前)）
【資料 F-5】 参照

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活支援の一環としては、チューター制度が定着してきており、学生に対するきめ細かな指導は主にチューター教員を通して行っている。今後も引き続き、チューター制度のより良い運用を検討していきたい。

奨学金の貸与に関する支援では、各種奨学金の条件等を十分確認の上、将来を見据えた無理のない受給を進めていきたい。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(ア) キャンパスの位置と施設

本学は平成 24 (2012) 年 4 月、千葉県房総半島南部の鴨川市 (図 2-5-1) に、校地等については鴨川中学校跡地 20,148 m²、校舎等は屋内運動場、実験室棟、武道館の 3 棟 2,384 m²を鴨川市から無償貸借 (使用貸借契約) し、整備改修、本館及び研究棟の 2 棟 7,458 m²を新築し開学した。

平成 25 (2013) 年 4 月には、学生の福利厚生と教育環境の向上を目的とし、学生会館 (1 階 学生食堂、2 階 更衣室・部室、3 階 演習室、4 階 ホール) 2,353 m²を新築した。

平成 26 年 (2014) 年 4 月及び 6 月には、自宅からの通学が困難な学生のため、大学所有の学生専用住宅 2 棟を整備し、平成 30 (2018) 年度段階では借上げ 10 棟を含め、合計 136 人 (大学所有 2 棟 : 22 人、借上げ 10 棟 : 114 人) の学生のための専用アパートを確保している。

(図 2-5-1)



(イ) 校地及び校舎

校地については、大学設置基準第 37 条第 1 項より「大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く）は、収容定員上の学生一人当たり 10 m²として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。」となっている。収容定員 320 人の本学の場合、3,200 m²となる。（表 2-5-1）により、本学の設置基準の対象面積（運動場を含む）は 19,792 m²であり、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、大学設置基準を満たしている。

土地面積（表 2-5-1）

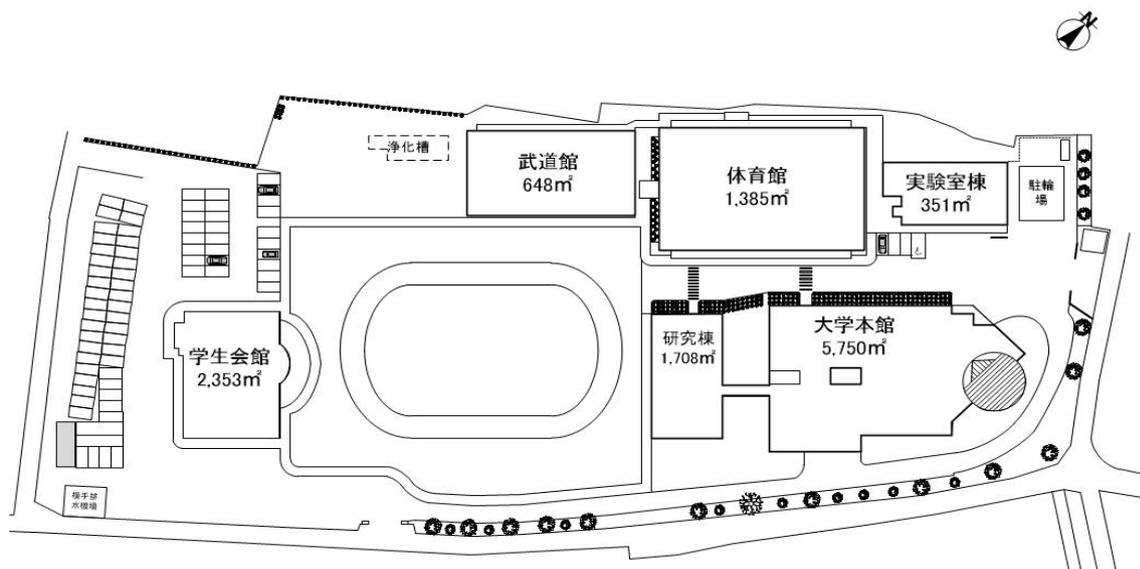
内 訳		面 積(単位:m ²)	備 考	
校地等	校舎敷地	本館・研究棟	1,988	鴨川市借用
		屋内運動場	1,442	鴨川市借用
		武道館	648	鴨川市借用
		学生会館	617	鴨川市借用
		その他用地	10,982	鴨川市借用
	校 舎 敷 地 計 ①		15,677	鴨川市借用
	運 動 場 用 地 ②		4,115	鴨川市借用
	① +② 設置基準対象面積 ③		19,792	鴨川市借用
	その他	実験棟 ④	356	鴨川市借用
	③+④ 鴨川市借用合計 ⑤		20,148	
その他	寄宿舍 ⑥	255	その他借用	
その他	寄宿舍 ⑦	1,067	自己所有	
⑤ + ⑥ + ⑦ 総 合 計		21,470		

亀田医療大学

校舎(図 2-5-2)については、大学設置基準第 37 条第 2 項で「校舎の面積は 1 個の学部のみを置く大学にあっては、別表第 3 イ又はロの表に定める…面積以上とし…」とあり、本学は単一学部、保健衛生学関係(看護学関係)収容定員 400 人以下に該当する。すなわち設置基準上必要な校舎面積は、 $(320 \text{ 人}-200) \times 992 \div 200 + 3,966 = 4,561 \text{ m}^2$ となる。(表 2-5-2)により、本学の設置基準上必要な校舎面積は 9,768 m^2 であり、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、大学設置基準を満たしている。

(図 2-5-2)

亀田医療大学 校舎配置図



(表 2-5-2) 建物面積

内 訳	設置基準対象面積 (単位 : m^2)	設置基準対象外面積 (単位 : m^2)	小 計
本館	5,750	0	5,750
研究棟	1,708	0	1,708
屋内運動場	0	1,385	1,385
実験室棟	351	0	351
武道館	0	648	648
学生会館	1,959	394	2,353
寄宿舍		640	640
合 計	9,768	3,067	12,835

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-5-①-1】 学校施設調査票

【資料 2-5-①-2】 亀田医療大学校舎配置図

【資料 2-5-①-3】 土地及び建物等使用貸借契約書

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学図書館は、開学平成 24 (2012) 年 4 月と同時に設置され、看護単科大学の図書館として資料収集、運用を整備してきた。図書館は本館 2 階に位置しており、総面積は 748.7 m²のスペースを擁している。閲覧席 (70 席)、グループワーク室 (3 室、内 1 室にモニター 1 台、DVD/VHS デッキ 1 台)、情報検索コーナー (検索用パソコン 6 台、内 1 台編集用ソフト・スキャナ導入)、AV コーナー (6 ブース)、ブラウジングコーナー (7 席)、和スペース (座卓 2 台) などを備えている。貸出用パソコン (5 台)、iPad (1 台)、プロジェクタ (1 台) はパソコン専用席 (8 席) やグループワーク室で活用されている。館内は学内無線 LAN、WiFi に対応しており、学生が能動的に学修できる環境を整えている。

図書館の蔵書は選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集している。平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、図書が 16,693 冊、雑誌が 149 タイトル、視聴覚資料が 422 タイトルを所蔵している。図書館システムは「情報館 (ブレインテック)」を採用し、OPAC (オンライン蔵書目録) 検索は WEB 公開しており学外からもアクセスができる。また、データベース、電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHL Plus with Full Text などを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションや NII-REO の機関登録をし、医療以外の分野も幅広い研究に活用できる情報環境を提供している。

授業期の開館時間は平日が 9:00-21:00、土曜日が 9:00-17:00 である。図書館は「図書館管理規程」「図書館利用規程」などに基づいて図書委員会を中心に運用・管理が行われている。スタッフ体制は館長 1 人 (教員)、正職員 1 人 (司書)、事務補佐員 5 人 (内司書 2 人)、学生アルバイト 2 人) で運営している。日本看護図書館協会や私立大学図書館協会の会員館として各種研修に参加をし、医療系図書館員として利用者にサービスを提供できるよう専門知識やスキルを養っている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL の参加館として、総合目録データベースの共同構築や、文献複写・現物貸借のサービスにも対応している。その他、法人、グループとして亀田医療技術専門学校、亀田総合病院の各図書室と相互利用の体制を整えており、地域連携の一環として鴨川市立図書館との協働を推進している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 2-5-②-1】 学校法人鉄蕉館図書管理規程
- 【資料 2-5-②-2】 亀田医療大学図書館管理規程
- 【資料 2-5-②-3】 亀田医療大学図書館利用規程
- 【資料 2-5-②-4】 亀田医療大学図書委員会規程

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

亀田医療大学では基本的にバリアフリー化を行っており、本館、学生会館では合計 3 か所の多機能トイレを設置している。また、駐車場から本館ロビーへ続く視覚障害者誘導用ブロックや「国際シンボルマーク」の設置、エレベーターの点字ボタン等、車椅子を利用

される方のみならず、お年寄りや身体の不自由な方々が安心して来学できるような仕様となっている。

また、多機能トイレを性的マイノある LGBT の人々も利用できるように、「だれでもトイレ」に表示変更し、新しいデザインの案内表示板を設置した。

(写真 2-5-1) バリアフリー仕様の各構内施設



「多機能トイレ」



「だれでもトイレデザイン」



「視覚障害者誘導用ブロック」



「エレベーター点字ボタン」

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理について、1 学年の定員は 80 人であり、原則として講義科目については 4 つの講義室で行っている。講義室の収容人数は 80～92 人であり、1 年生から 4 年生まで各学年の講義室が決められている。

また、教育効果を高めるために、語学・情報科学・体育・実験・演習については 2 クラスに分けて実施し、ゼミナールなどについては 8～9 グループに分かれて少人数によるクラス運営として実施している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-5-④-1】 教室設備

【資料 2-5-④-2】 平成 30 年度【前期】時間割

【資料 2-5-④-3】 平成 30 年度 クラス分け表

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では 1 年次から授業及び授業外においてもキャリア教育を実施している。平成 29 年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」（タイプ 1「教育の質的転換」）に申請・採択され購入したタブレット端末(iPad)、インタラクティブホワイトボード(電子黒板:IWB)及びシミュレーター(SCENARIO)等の活用により、今後質の高い講義、演習が見込まれる。看護師を目指して入学した学生が、4 年後に全員が国家資格を取得し、看護の仕事に就けるよう、ハード面等含め全学で学生支援を行っていく。

少人数制により教育効果がある科目については引き続き少人数クラスを実施していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の要望及び意見をくみあげる場として、VOICE ボックスを設置している。学生が公の場で発信しにくいこと、困っていること等を発信する場としても活用されている。設置場所は 3 か所であり、定期的に鍵を開け学生からの要望や意見に対応している。授業やチューター等に関する要望・意見を汲み上げ、改善に繋げている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-6-①-1】 VOICE ボックスの設置について

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

平成 27(2015)年度及び平成 29(2017)年度には学生満足度調査を実施し、学校生活全般にわたる学生の満足度を把握した。満足度が低い項目である Wifi 環境については、Wifi 環境を整備し、夜間の安全対策に関しては、防犯カメラを設置し改善を図った。満足度調査の結果、学びたい学生がいつでも大学施設を利用できるように自習室等の開放時間を延長し、日曜・祝日でも使用できるようにする等の対応を行った。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-6-②-1】平成 29 年度 学生生活満足度調査報告書【資料 2-2-①-3】参照

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

VOICE ボックスの声を受け、駐輪場の増設やチューターの変更希望、食堂の座席の増設等改善を行った。

また、平成 28(2016)年度には学生生活実態調査を実施し、学生の就学状況や課外活動等の学生生活の現状を的確に把握し、多様なニーズに応えるための基礎資料として活用している。平成 30(2018)年度にも同様の調査を実施する計画となっている。

現在、後援会総会時に保護者懇談会及び保護者面談を実施し、保護者と直接意見交換できる機会を設けている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-6-③-1】VOICE ボックスの設置について【資料 2-6-①-1】参照

【資料 2-6-③-2】チューター担当学生変更希望届

【資料 2-6-③-3】平成 29 年度前期 後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について【資料 2-2-①-6】参照

【資料 2-6-③-4】平成 28 年度 第 2 回学生生活実態調査報告書【資料 2-2-①-4】参照

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では開学 2 年目からチューター制度が始まり、今ではこの制度が定着し、学生が充実した大学生活を送れるようにバックアップしている。チューターは学生が相談できる相手の一人として存在し、機能を果たしている。また、学生への指導助言について、チューター 1 人での対応では困難な場合は、各学年の学年主任の指示を受けている。今後も学生の意見を取り入れながらチューター制度を継続進化させて、学生支援に役立つように努めていきたい。現在、保護者懇談会及び保護者面談を実施しているが、保護者と教員がこれまで以上に十分な意見交換ができる時間を確保していく。

学生の要望や意見は、VOICE ボックスや定期的実施している学生生活実態調査及び満足度調査、また直接話を聞く等により把握している。学生からの要望・意見は大学の学修

環境を改善していく上で非常に重要であり、その内容を関係部署で確認し、改善できるものは速やかに改善していく。

[基準2の自己評価]

本学では、基本理念に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、その方針に沿った入試・学生受入れを行っている。また委員会やIR部門など教職員の協働という全学による支援や、チューター制度や国試対策における1人ひとりの学生へのきめ細かな関わりにより、学修支援体制の充実した整備に努めている。教職員による取り組みだけではなく、実習施設、図書館等設備において学生が能動的な学修・幅広い研究を行える場所を提供し、VOICEボックスや満足度調査による学生からの発信を受入れる体制を整えている状況は、学生を取り巻く十分な環境を整備しているといえる。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を受けて、平成28(2016)年度には、「所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定めるリベラル・エデュケーション及び専門分野に関する全科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与する。」とし、以下のディプロマ・ポリシーを策定し、亀田医療大学ホームページ上の公開を行っている。

- ・人間への深い理解と高い倫理観を基に、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。
- ・対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象が置かれている地域環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。
- ・看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できると共に、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。

- ・あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を実践できる。
- ・さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。
- ・国際社会の一員であるという自覚と、意欲を持って行動することができる。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-①-1】平成 30 年度 シラバス (P9) 【資料 F-12】参照

【資料 3-1-①-2】平成 30 年度 学生便覧 (P1) 【資料 F-5】参照

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定や進級、卒業判定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則や亀田医療大学履修規則などに基準を明確に定めている。卒業認定については、学則第 31 条に定めるとおり 127 単位とし、また、卒業に必要な修得単位数の内容は、2018 年度学生便覧 (P10～P16) に明示している。単位・出席・定期試験などの留意事項については、ガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し、学生に周知している。平成 27 (2015) 年度から導入した GPA (Grade Point Average) 制度を学年表彰の選考や学修指導の基準の 1 つとして活用し、また、その数値によっては学生との面談、指導の実施を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-②-1】亀田医療大学学則 【資料 F-3】参照

【資料 3-1-②-2】亀田医療大学履修規則

【資料 3-1-②-3】平成 30 年度 学生便覧 (P10～P16) 【資料 F-5】参照

【資料 3-1-②-4】亀田医療大学 GPA 制度取扱要項

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定や進級、卒業判定については、学則及び「亀田医療大学履修規則」等に基づき、厳正に適用している。

また、学生便覧等及び科目ごとのシラバスに具体的な評価方法や評価基準を明記し、成績評価と単位認定が適正に行われている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-③-1】亀田医療大学学則 【資料 F-3】参照

【資料 3-1-③-2】亀田医療大学履修規則 【資料 3-1-②-2】参照

【資料 3-1-③-3】平成 30 年度学生便覧(P27) 【資料 F-5】 参照

【資料 3-1-③-4】平成 30 年度シラバス(P19～P138) 【資料 F-12】 参照

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

現行の厳正な単位認定及び卒業判定を継続するとともに、平成 27(2015)年度から導入した GPA 制度を基に学生の学修支援を強化し、単位認定、卒業認定、修了認定を適正に行っていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、「HEART」の理念に基づき、教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育成するカリキュラムを実施している。各科目の編成は「幅広い教養に基づく優れた看護実践能力として、国際的視野をもち、地域への貢献を柱にディプロマ・ポリシーで示す目標を達成するため、以下のような方針で実施する」とし、以下の内容でカリキュラム・ポリシーを作成し、ディプロマ・ポリシーとともに、亀田医療大学ホームページ上の公開を行っている。

- ・看護職として課題探求能力や創造性の高い一般教養を兼ね備えた人材を育成するため、1 年次には基礎教養分野での科目を多く配置し、特に、汎用的技能や態度・志向性を高めるためのゼミナール学習を主とした科目を配置している。
- ・看護職として必要な人体に関わる知識の認知能力を土台に、思考・判断を深めるように、生命科学領域と看護専門分野において、理論と演習が連動する配置にしている。
- ・2・3 年次の履修では、看護における専門的知識・技術を修得するため、看護専門分野Ⅰ、看護専門分野Ⅱを設定し、対象の健康レベルや生活の場に合わせた看護を段階的に学べるように科目を配置している。
- ・看護の実践と統合として、3 年次には、研究的な能力を培うための看護研究及び 4 年次の研究ゼミを中心に、EBM に基づいた実践能力の強化を図る。それと同時に、個人の関心

や希望に沿って看護分野を選択できる「看護専門分野選択科目」の実習を行い、個別的な強みや得意分野を強化できるように実践能力を高める。

- ・国際社会の一員としての学びでは、1年次からの外国語及び他の関連科目を連動する内容で編成し、3年次には海外研修として学生の選択による研修国で、文化背景の異なる多様な人々との交流や支援システムの見学を行う。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-2-①-1】 亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」 【資料 1-2-④-3】 参照

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の卒業認定・学位授与の方針でもあるディプロマ・ポリシーは、①倫理観と援助的な人間関係、②対象への働きかけと地域環境に応じたケア、③看護専門職としての的確な判断力と自律性、④科学的根拠に基づいた看護の実践、⑤保健医療福祉チームの一員としての看護職の役割と責任、⑥国際社会の一員としての自覚、の6項目で構成されている。そのディプロマ・ポリシーを基に作成されたカリキュラム・ポリシーは、幅広い教養、優れた実践能力の育成、国際的視野と地域貢献の育成と3つの特色をもっている。

さらに、教育課程の編成は、卒業時の成果として期待される基本的必須能力「9つの必須要素」を示し、これらを基本としてカリキュラムを構成している。学生は卒業時までには看護師の役割を踏まえた看護実践能力を発揮するため、8つの必須要素を不可分統合して実践し、統合された看護実践能力は9つ目の必須要素として集成され、卒業時の看護実践能力となっている。ディプロマ・ポリシーの6項目は、カリキュラム・ポリシーの3つの特色と、教育課程の編成（卒業時に成果として期待される基本的必須能力「9つの必須要素」）と関連しており、一貫性を担保している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-2-②-1】 平成 30 年度 学生便覧(P1～P7) 【資料 F-5】 参照

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーを基に、卒業時の成果として期待される基本的必須能力「9つの必須要素」を示し、これらを基本としてカリキュラムを構成している。カリキュラムの授業科目区分は、「リベラル・エデュケーション」、「専門基礎分野」、「専門分野Ⅰ」、「専門分野Ⅱ」、「統合分野」の5つとし、教育課程は体系的に構成されている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-2-③-1】 平成 30 年度学生便覧(P2～P7) 【資料 F-5】 参照

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育の実施については、幅広い教養をもつ社会人を育成するために、人間の理解、倫理的能力、コミュニケーション能力、分析的能力、課題探求・問題解決能力、論理的思考力等の視点から『リベラル・エデュケーション』の区分を置いている。その中では、人間を広く理解し、現代の社会人として、そして汎用的な技能を身につけるために「人間の理解」、「外国語」に加え、人間を取り巻く環境とそれが与える人間への影響についての理解を深める「環境」、人間の健康について理解するための必要な諸基礎科学として「健康科学Ⅰ」を置き、さまざまな問題や課題に対する学修を省察し、それを拡大、深化させるための検討の機会を持つことで、基礎的能力の拡大を図る「基礎ゼミナール」の4つの区分でそれぞれの科目を配置している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-2-④-1】平成 30 年度 シラバス (P13~P14) 【資料 F-12】参照

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、平成 24(2012)年度以降、各年度の継続的な FD 活動として、開学 2 年目 (平成 25(2013)年度) にはカリキュラムの全体理解を目的とする全教員による検討会を行い、また専門基礎科目及び看護学専門領域の授業展開について、領域ごとの科目展開を紹介し合った。更にその翌年度 (平成 26(2014)年度) は、各科目の実習内容やその方法について紹介と学習内容の調整・検討を行い、その翌年度 (平成 27(2015)年度) は、各専門領域の具体的な授業方法の工夫について、1 日単位の学内研修会として行ってきた。平成 28(2016)年度には、各領域の教材開発として領域独自の教授方法の紹介として実施してきた。以上は、一連の経過に基づく系統的・継続的な授業展開の改善活動として実施してきている。それらに並行して、平成 27(2015)年度は、学生から高い評価を受けている科目の担当教員の授業参観を全教員が実施し、授業を分析・考察することによって、自己の授業展開における課題の明確化や教授方法の工夫、改善に活かすことを行い、その結果による実践活動として平成 28(2016)年度から授業を実施している。平成 29(2017)年度は、教務・カリキュラム委員会が FD・SD 委員会と連携し、初年次教育などに焦点をあて学生の学力向上を目指すための教育方策について検討した。その中で検討された内容は、平成 32(2020)年度予定のカリキュラム改正時の参考とする。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-2-⑤-1】平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書 (7/7~3/5, 該当部は 9/14)

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 27(2015)年度からカリキュラムワーキングを立ち上げ、カリキュラム・ポリシーの見直し、現状のカリキュラムの問題や課題の整理を行ってきた。その結果、平成 28(2016)年度からカリキュラムを一部改正した。教育目的・目標に従って、今後も継続的に改善するよう努めていく。教育課程（カリキュラム）の編成や時間割の進捗は、教務・カリキュラム委員会を中心に教育目的・目標に合わせて、学生の理解を深めるように、授業評価アンケートや看護実践能力の達成状況などを通して、次年度のシラバス内容の充実を各教員に指導し進めている。

今後も教授方法の工夫や改善を組織的に整備し運営できるよう、運営会議と教務・カリキュラム委員会を中心に検討していく。さらに、文部科学省から提案された『看護教育学モデル・コア・カリキュラム「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標』を参考に、平成 32 年度カリキュラム改正に向けて検討していくこととしている。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、本学では、卒業時までには看護師の役割を遂行できる知識と技能を習得するための実践能力として9つの必須要素を示している。その評価を行うために、Ⅰ：教養教育で培う普遍的基礎能力、Ⅱ：質の高いケアを実践するためのリーダーシップ能力、Ⅲ：根拠に基づいた看護実践能力、Ⅳ：テクノロジーを効果的に活用する能力、Ⅴ：多職種から成り立つ医療チームにおけるコミュニケーションとコラボレーション能力、Ⅵ：ヘルスプロモーションと予防に関する知識と実践能力、Ⅶ：国際的視野の育成と地域貢献能力、Ⅷ：生涯にわたり継続して専門性を向上させる能力、Ⅸ：あらゆる対象に向けた包括的な看護実践能力からなる看護実践能力評価票を作成している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-3-①-1】平成 30 年度 シラバス (P11～P12) 【資料 F-12】参照

【資料 3-3-①-2】平成 30 年度 学生便覧 (P3～P5) 【資料 F-5】参照

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

開学当初の平成 24 (2012) 年から、学生による授業評価アンケート(授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述)を授業最終日に実施している。更に平成 26 (2014) 年から教員は授業の成果を上げるために、学生による授業評価アンケートの結果に対して授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的・目標」「実施状況の概略(教育内容・方法、授業の実際)」「科目の教育目的(ねらい)に対する評価」「学科の教育目標への貢献度(9つの到達目標との関係)」とした。

教員は学生の授業評価を分析し、次年度の授業改善を記述している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-3-②-1】教員による授業評価作成要項

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学生による看護実践能力の客観的評価を各学年で実施し、チューター面接により学生の教育目標の達成状況を確認している。卒業時の看護実践能力評価の結果によると、学生差はあるものの、ほぼ教育目標は達成していると考えられる。しかし、学生の自己申告によるものであることから、看護実践能力の客観的評価の改善を行っていく必要がある。また、平成 28(2016)～平成 29(2017)年度看護師国家試験の合格率が低下したことに対応して、平成 30(2018)年度から、国家試験プロジェクト、教務・カリキュラム委員会を中心に、組織的な取り組みを行っていくこととする。授業評価アンケートとそのフィードバックについては十分行われているが、今後は、評価部門や運営会議等において、評価結果やフィードバック内容を共有し、教育力の向上に資する仕組み作りを検討する。

また、平成 32(2020)年度カリキュラム改正時に、卒業時の看護実践能力について検討することとしている。

【基準 3 の自己評価】

3 つのポリシーを踏まえた教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発が行われている。また、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックについても行われている。このことから、本学理念に基づいた適切な教育課程が設定されているといえる。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」とされ、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。学長補佐体制強化の 1 つとして副学長を配置し、学長の業務のうち、日常的な業務執行の一部を副学長に委ね、学長が中期的なビジョンや運営方針の策定に傾注できるようにしている。また、平成 28(2016)年度は学長が指示する特命の業務を補佐する学長特命補佐を 3 人配置、平成 30(2018)年度には 4 人を配置し、教育担当、研究担当、学生担当、大学院担当を分担している。毎月開催される運営会議と連動することで学長がより全体を見渡しリーダーシップを発揮しながら運営できるような体制を構築している。

さらに、平成 29(2017)年度からは、学長戦略室を設置し評価部門と IR 部門を配置し学長に戦略的な企画立案を提言できる体制を整備した。平成 30(2018)年度初頭には学長特命プロジェクトとして①国試対策プロジェクト、②学生募集プロジェクトを立ち上げ、学長のリーダーシップの下に学内の部局を越えて取り組む課題とした。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-1-①-1】 亀田医療大学副学長選考規程

【資料 4-1-①-2】 亀田医療大学学長特命補佐選考規程

【資料 4-1-①-3】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程【資料 2-2-①-1】 参照

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

法人の業務執行体制及び大学の教育研究業務執行体制については、本法人事務組織規程に規定され、部署の所管業務及び事務分掌を明確にし、法人業務及び大学業務を区分した組織形態をとっている。本学の教育研究支援体制については、大学事務組織全体で支援しており、このうち教育については、教務・カリキュラム委員会、学生委員会等が中心となり、平成 30(2018)年度からは、教務・カリキュラム委員会に臨地実習委員会を、学生支援委員会に進路支援委員会(国家試験対策除く)及び保健衛生安全委員会をそれぞれ統合し運

営している。教務及び学生に係る審議事項を適切に処理しているとともに、研究については、平成 30(2018)年度からは研究支援委員会を総合研究所運営委員会に統合し運営し、その規程に基づいた研究支援を行っている。

このように、本学では業務を委員会毎に分散し、責任を明確化した執行体制を確保し、今後は、より迅速に効率よく運営するために一本化することとしている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-1-②-1】 学校法人鉄蕉館事務組織規程

【資料 4-1-②-2】 亀田医療大学委員会関連規程

(教務・カリキュラム委員会規則、学生支援委員会規則、総合研究所規程)

【資料 4-1-②-3】 平成 30 年度委員会構成

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では事務組織規程を定めており、学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意している。大学においては総務課、学務課、財務を置き、各担当部門における業務、役割の明確化を図るべく、業務を分掌している。そのため学生の学修、生活環境の充実に向けた支援について各職員が専門性を発揮して行うことができる配置となっている一方で、事務組織は相互の連絡を図り全て一体として事務機能を発揮するようにしなければならないとも定めており、情報共有についても欠かさない体制からも、教学マネジメントを十分に機能させることができるものとなっている。また各委員会においては教員、事務職員両者を委員として配置し、同じ委員という意識から十分に協働を行い、大学内の問題点等について審議を行うことができるものである。

平成 29 (2017) 年度までは評価委員会、平成 30 (2018) 年度からは学長戦略室評価部門が自己点検評価を担当し、本学における内部組織の整備や教育の実践等、教学マネジメントに係る点についても評価・改善に努めることができる体制となっている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-1-③-1】 学校法人鉄蕉館事務組織規程 【資料 4-1-②-1】 参照

【資料 4-1-③-2】 平成 30 年度委員会構成 【資料 4-1-②-3】 参照

【資料 4-1-③-3】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程 【資料 2-2-①-1】 参照

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップを発揮できる体制は整備されている。今後、大学組織の充実、拡張等に応じて学長のリーダーシップが発揮できるよう対応していく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学における専任教員の数は、大学設置基準（昭和 31(1956)年文部省令第 28 号）第 13 条により「別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする」とされている。本学は、看護学部看護学科であり、その収容定員は 320 人であることから、別表第一の学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は、12 人（ただし、半数の 6 人以上は教授とする）ということとなる。また、別表第二の大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数は、7 人（4 人以上は教授）となる。

したがって、本学については、大学設置基準を満たすためには 19 人以上（10 人以上の教授）の専任教員で教員組織が構成されなければならない。

平成 30(2018)年度 5 月 1 日現在の本学の専任教員数は 26 人で、その内訳は教授 9 人、准教授 5 人、講師 7 人、助教 5 人となっており、設置基準を満たしている。

しかし、教授数は、9 人であるため大学設置基準を満たしていない状況にある。この背景としては、教授の採用募集を行っているものの適任者が得られないことと、平成 30 年 3 月 31 日付で教授が退職したことに伴い基準の 10 人を割ることになってしまったことにある。大学院設置申請（平成 30 年 3 月 31 日）とも絡み当該教授の退職慰留を再三にわたり行ったが残念な結果となり、至急欠員補充のための募集を行ったがスムーズに補充が行えなかった。このため同年 4、5 月が基準未滿の教授 9 人となってしまったが、同年 6 月に教授 1 人を採用することが出来、設置基準の 10 人を満たすことになった。

本学の教員採用・昇任等については、教員選考基準、教員選考規程を定め、助教以上の選考について教員選考委員会において教員候補者の業績等を審査し、教員適任者の選考を行っている。さらに、教員選考基準に関する運用方針を定め、各職位になるための必要論文数、著書数、学位等を定めており、厳密に教員の質管理を行っている。学長は、教員の採用・昇任に際しては、教授会の意見を聞いて理事長に推薦し決定することとしている。

教員の教育評価体制については、学生によるアンケート形式による授業評価が実施されている。この評価は集約され公表（学内掲示/ホームページ）されているが、個別には、学

長、副学長等が評価に対する改善策を検討し対処することとしている。平成 29(2017)年度には教員評価、業績評価について評価基準や項目を見直し、それに伴う要項の修正を行い、再度実施するための準備を行った。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-①-1】 亀田医療大学ホームページ抜粋「教員紹介」 【資料 2-2-②-1】 参照

【資料 4-2-①-2】 亀田医療大学教員選考規程

【資料 4-2-①-3】 亀田医療大学教員選考基準

【資料 4-2-①-4】 亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針

【資料 4-2-①-5】 亀田医療大学領域別教員定数

【資料 4-2-①-6】 亀田医療大学教員業績評価に関する規程

【資料 4-2-①-7】 亀田医療大学教員業績評価実施要項

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FDの取り組みについては、FD・SD委員会にて立案、計画し、毎年度適切なFDを実施してきたが、平成 30(2018)年度から運営会議が活動の企画及び調整を行うこととなった。平成 29(2017)年度の具体の活動内容は、教育能力開発として、ブレインストーミング方式の学力向上対策検討会、臨地実習報告会を行った。また、研究能力開発・資金確保として倫理指針改正についての講演会、研究資金獲得のための科研費ファンドライティング講座(2回)、科研費研修会及び研究交流会を行った。

また、本法人の職員に対しては、自己の能力を向上させ、法人に貢献するため、自らの意志で大学院に進学する者に対し、返済免除付奨学金月額 10 万円と返済条件付月額 10 万円、合計 20 万円までの資金提供をする制度を設けており、平成 29(2017)年度からは 2 人の専任教員が利用している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-②-1】 亀田医療大学運営会議規程

【資料 4-2-②-2】 平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書 【資料 3-2-⑤-1】 参照

【資料 4-2-②-3】 平成 30 年度 SD・FD 企画案

【資料 4-2-②-4】 学校法人鉄蕉館 大学院進学に関する支援制度取扱要項

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成 29(2017)年度私立大学等教育研究活性化設備整備事業補助金により、iPad(学生用として 308 台、教職員用として 40 台)、電子黒板 2 台、ハイブリッドシミュレーター 1 台等を購入した。特にアクティブラーニングへの補助教具としての活用が期待され、講義・実習効率増大、学生の理解力増強等に大いに資することと思われる。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学ではFD・SD委員会を設置し、各種学内委員会協力のもと職員の資質・能力向上の機会を設け、実施している。平成29(2017)年度については、SD活動として管理運営に関する研修会を6回実施した。

平成30(2018)年度からは、FD・SD委員会を廃止しこの機能を、重要事項の審議を行う運営会議に移し、実施している。

また学内のみならず、学外で行われている研修や講演会への職員の参加についても大学として行っており、科研費説明会や補助金説明会等、様々なものに職員が参加している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-3-①-1】 亀田医療大学運営会議規程【資料 4-2-②-1】 参照

【資料 4-3-①-2】 平成29年度亀田医療大学FD・SD活動報告【資料 3-2-⑤-1】 参照

【資料 4-3-①-3】 平成30年度亀田医療大学FD・SD活動予定表【資料 4-2-②-3】 参照

【資料 4-3-①-4】 亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要

【資料 4-3-①-5】 平成29年9月27日開催 科研費セミナー資料（一部）

【資料 4-3-①-6】 平成30年6月4日開催 経常費補助金説明会資料（一部）

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を達成させるための事務体制については、総務、学務及び財務に業務を分担し適切に機能させ効果的な執行体制を整えている。

また、職員の資質・能力向上のために、SD活動に参加させるとともに、学外研修にも大学が認めた場合には費用を大学が負担し、積極的に教育の機会を与えている。今後も、職員の知識修得及び能力向上に向けた取組を行っていく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の基本理念である「HEART」に基づき研究支援にも力を注いでいる。本館に隣接し、渡り廊下で繋がる 4 階建ての研究棟には、2～4 階に各専任教員全員に十分な面積を持った研究室、講師以上は個室となっているなど、教員の研究活動に配慮した整備となっている。

蔵書については選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集しており、研究遂行にあたり教員が図書館システムとしてはデータベース、電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHL Plus with Full Textなどを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションやNII-REOの機関登録をし、医療以外の分野でもオンライン情報を提供し、幅広い研究に活用できる情報環境づくりを目指している。

また、総合研究所では教員や客員研究員の研究に対する支援を行っている。組織としては臨床研究支援室や生命倫理研究室、事務室を配置し、研究計画作成、研究遂行から学会発表、論文作成までの支援を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-4-①-1】平成 30 年度 学生便覧(P182～P183) 【資料 F-5】参照

【資料 4-4-①-2】学校施設調査票 【資料 2-5-①-1】参照

【資料 4-4-①-3】亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」

<http://www.kameda.ac.jp/campus/library.html>

【資料 4-4-①-4】亀田医療大学総合研究所規程 【資料 4-1-②-2】参照

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は平成 24 (2012) 年の開学当初から、研究倫理審査委員会並びにその運営を担当する研究倫理審査検討委員会を設置し、研究倫理審査に関する体制整備並びに倫理教育を実施してきた。研究倫理審査に関しては、「亀田医療大学研究倫理審査取扱規程」、具体的な審査委員会の手順書として「亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則」を制定している。平成 25 (2013) 年 4 月からは、生命倫理学を専門とする准教授（平成 28 (2016) 年から教授）が研究倫理審査委員会及び研究倫理審査検討委員会の委員長に就するとともに、研究倫理教育責任者として積極的な活動を展開している。特に倫理審査の手順書である「運営細則」については、平成 26 (2014) 年 12 月 22 日に文部科学省及び厚生労働省が共同して、臨床研究及び疫学研究を統合した指針である「人を対象とする医学系研究に関

する指針（以下、「指針」という。）を公表した際に、同指針に準拠したものに大幅に改訂した（平成 27(2015)年 4 月 1 日から施行）。また、「指針」が要求する倫理審査の書式を新たに作成した。このように国の定める「指針」の改訂に適宜対応し、「指針」に則った倫理審査を実施している。

また、研究倫理教育に関しては、平成 25(2013)年 9 月に「亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要」を制定し、原則として年度内に 2 回の研究倫理研修会を実施し、研究倫理申請の要件にすることで、研究倫理教育の徹底を図ってきた。その後、平成 26 (2016) 年度から e ラーニングの導入を図り、平成 27 (2017) 年度から、e ラーニングの受講を研究倫理申請の要件として義務づけている。さらに、平成 28 (2016) 年度からは、研究倫理審査委員会委員を対象とする研究倫理教育を実施し、研究倫理審査の質的な向上に努めている。

学生に対する研究倫理教育については、平成 26 (2014) 年度から、3 年次開講「看護研究」の 1 コマ及び 4 年次開講「研究ゼミ I」の 1 コマを「研究倫理」の内容を教授している。なお、この 2 コマの受講を、研究ゼミにおける研究倫理申請要件としており、講義欠席者には、個別に対応し、全学生が受講することになっている。

研究不正の防止に関する本学の取り組みに関しては、文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 27 (2015) 年適用）に合わせ、本学においても同年 4 月に「亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」並びに「亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程」を制定した。研究不正防止の中心的取り組みとして研究倫理教育を実施してきた。

上記の研究倫理教育責任者による研究倫理研修に加え、本学研究支援委員会が主催する科学研究費補助金申請に関する説明会においても、特に研究費の取扱いに関する不正について説明をする機会を設け、研究不正防止の徹底を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-4-②-1】 亀田医療大学研究倫理審査取扱規程

【資料 4-4-②-2】 亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則

【資料 4-4-②-3】 平成 30 年度 委員会構成【資料 4-1-②-3】 参照

【資料 4-4-②-4】 亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要【資料 4-3-①-4】 参照

【資料 4-4-②-5】 看護研究のシラバス

【資料 4-4-②-6】 亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

【資料 4-4-②-7】 亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程

【資料 4-4-②-8】 平成 29 年度 科研費学内説明会資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員研究費は規程に基づき専任教員全員に交付され、支給額は年間教授 50 万円、准教授 42 万円、講師 36 万円、助教 30 万円、助手 28 万円となっている。委員会を通して、年間 2 件の研究に対し 1 件 10 万円の学長裁量経費特別研究費の交付も行っている。科学研究費補助金申請、獲得のための説明会を研究支援委員会主催で 1 回、総合研究所主催で 2 回、8

～9月に行っている。研究倫理審査委員会では申請された研究計画書全ての倫理審査を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-4-③-1】 亀田医療大学教員研究費規程

【資料 4-4-③-2】 亀田医療大学学長裁量経費の配分方針

【資料 4-4-③-3】 科研費学内説明会資料【資料 4-4-②-8】 参照

【資料 4-4-③-4】 亀田医療大学研究倫理審査取扱規程【資料 4-4-②-1】 参照

【資料 4-4-③-5】 平成 30 年度委員会構成【資料 4-1-②-3】 参照

【資料 4-4-③-6】 亀田医療大学総合研究所規程【資料 4-1-②-2】 参照

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度までは、教員に対しては研究支援委員会、客員研究員に対しては総合研究所運営委員会が研究支援を行っていた。研究支援委員会で行うことに関しては教員を主とした対象となり、総合研究所運営委員会で行うことは客員研究員を主とした対象となっていたため、相互の関わりがあまりみられなかった。

しかし平成 30（2018）年度委員会再編にて、研究支援委員会を総合研究所運営委員会に統合したことで、一つの委員会で教員及び客員研究員への研究支援を行うこととなった。

そのため、総合研究所運営委員会で行うことは教員及び客員研究員両者を対象とするものとなるため、互いに関わりを持ち、協働を行うことができるような体制になった。今後は、この体制を維持したうえで、総合研究所運営委員会で行う研究交流会にて教員と客員研究員の交流が行われるようになる。

【基準 4 の自己評価】

本学では、業務執行の一部を副学長及び特命補佐に委ねている。また大学運営に関し、統括的かつ戦略的な観点から調査分析及び企画立案する学長戦略室が平成 29（2017）年に設置されたことで、学長がよりリーダーシップを発揮することのできる環境を用意している。委員会の再編を行い常に教職員が迅速に、効率よく働くことができるよう見直しをする、本学の理念に沿った教員選考基準、選考規程を定め理念を実現することができる教員を採用する、といった姿勢は、本学における教育の質の向上を組織的に目指していくことができると判断され、教学マネジメントが十分に機能しているといえる。

また、図書館や情報環境の充実や研究倫理審査の厳格な運用、様々な教育研究費の配分を行うなど、研究を十分に行える環境を用意する、FD・SD 委員会の適切な FD 及び SD の立案計画のもと教職員の資質・能力向上の機会を設け実施するなど意欲的に研鑽を積むことのできる場を提供し、教職員の職能開発を積極的に行っている。

平成 30（2018）年度初頭に行った様々な学内委員会組織の統廃合及び再編成は教員に対

する研究時間の確保、今後予定されている会議等への iPad の導入、ペーパーレス化とともに事務職員に対する時短に寄与すると思われる。

こうしたことから、基準 4 は満たしていると判断した。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人鉄蕉館寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする」と定め、理事会が理事の職務の執行を監督しつつ学校法人の業務を決し、理事長が本法人を代表し、かつ業務を総理すると明示している。

理事、監事及び評議員は、実体面及び手続き面において私立学校法及び寄附行為に則り、選任されている。

理事会及び評議員会は、4 半期に 1 回の頻度で開催されており、それぞれ寄附行為の定めに基づき適切に運営されている。予算、事業計画等の事項については、寄附行為第 22 条の規定に基づき、評議員会諮問を経て、理事会で議決している。一方、決算及び実績（事業報告）は理事会承認を経て評議員会に報告し意見を求めている。監事（非常勤 2 人）は、寄附行為第 16 条の規定及び本学監事監査規程に基づき、監事監査計画を策定のうえ、法人の業務及び財産状況の監査を行い、監査報告書を作成、理事会及び評議員会に報告している。また、本法人の事務組織規程、文書取扱規程、文書保存要項及び経理規程等の諸規則を制定し、法人の目的や理事会決定に従って適正な業務運営が行われる体制を整備、これらに基づいて運営している。

なお、評議員会諮問事項及び理事会付議事項等の事項については、経営会議を定例開催し、予め審議検討している。一方、亀田医療大学運営に係る事項は運営会議における検討や教授会審議を経て、経営（経営会議、理事会、評議員会）との連携を図っている。さらに、職務執行の適正性を担保するため、内部監査規程に基づく内部監査を実施している。

加えて、本法人の自浄作用を発揮するため、公益通報者保護規程を定め、早期に違法行為を是正できるようにしている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 5-1-①-1】 学校法人鉄蕉館寄附行為【資料 F-1】 参照
- 【資料 5-1-①-2】 学校法人鉄蕉館組織図【資料 1-2-⑤-1】 参照
- 【資料 5-1-①-3】 学校法人鉄蕉館監事監査規程
- 【資料 5-1-①-4】 学校法人鉄蕉館事務組織規程【資料 4-1-②-1】 参照
- 【資料 5-1-①-5】 学校法人鉄蕉館文書取扱規程
- 【資料 5-1-①-6】 学校法人鉄蕉館文書保存要項
- 【資料 5-1-①-7】 学校法人鉄蕉館経理規程
- 【資料 5-1-①-8】 学校法人鉄蕉館内部監査規程
- 【資料 5-1-①-9】 学校法人鉄蕉館公益通報者保護規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現への継続的努力の一環として、本学開設（平成 24(2012)年 4 月）年末に「学校法人鉄蕉館中期計画（平成 24(2012)～平成 28(2016)年度）」を策定（平成 24(2012)年 11 月 27 日理事会議決）、年度末には中期計画に沿った「財務計画（平成 24(2012)～平成 28(2016)年度）」（平成 25(2013)年 1 月 29 日理事会議決）を策定した。その後平成 25(2013)年度に「中期計画」を改定（平成 25(2013)年 11 月 22 日理事会議決）した。

さらに、その後の状況変化や「大学設置等に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設設備状況調査（平成 27(2015)年度）の結果について」において、「流動比率や消費収支差額構成比率の推移が近年悪化傾向にあることから、経営基盤の安定確保を図ること。」との改善意見が付されたこと等を踏まえ、新たに、平成 28(2016)～平成 32(2020)年度を対象に財務計画を含む「中期計画」を新たに策定（平成 28(2016)年 9 月 6 日理事会議決）し、平成 28(2016)年度収支補正予算並びに平成 29(2017)年度事業計画及び収支予算、平成 30(2018)年度事業計画及び収支予算に反映した。

（平成 28(2016)年度履行状況調査結果においても、「近年、基本金組入前当年度収支差がマイナスの状態が続いていることから、収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画を策定・実行など、経営基盤の安定を図ること。」との改善意見が付されていたが、平成 28(2016)年度決算及び平成 29(2017)年度決算における「基本金組入前当年度収支差額は黒字となっている。」）

財務計画を含む中期計画策定後、これに沿って経営改善に努めた結果、平成 28(2016)年度決算は中期計画値より改善した。

- 【資料 5-1-②-1】 平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標
【資料 1-1-③-2】 参照
- 【資料 5-1-②-2】 学校法人鉄蕉館平成 30 年度事業計画【資料 F-6】 参照

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、省エネルギーの取り組みとして、照明設備では避難口・通路誘導

灯や廊下及びトイレのダウンライトを平成 24(2012)年度時点で LED 照明とし、更にトイレは人感センサーを導入している。また、空調設備では、各部屋の冷暖房の設定を集中リモコンで操作が可能とし、一部の空調室外機の放熱フィンへ水かけなど機器の熱効率を図り、また塩害防止対策を図っている。

加えて、安全衛生管理室において、産業医及び衛生管理者による定期的な職場巡視等を行い、危険個所や職場環境のチェックを実施している。必要に応じ安全衛生委員会を中心に改善策を審議・決定・実施する等、施設及び職場・修学環境の安全性維持を図っている。

人権保護については、本法人ハラスメント防止等に関する規程、本学人権委員会規則、ハラスメント防止等に関する細則、ハラスメント防止と対応についてのガイドラインが制定されており、全学生にリーフレットを配布、毎年、学生及び教職員向けにハラスメント防止研修も行っている。また、ハラスメント相談員による個別の相談窓口を設け、ハラスメント防止に向けた取り組みを実践している。

研究倫理審査については、世界医師会ヘルシンキ宣言及び人を対象とする倫理指針に基づき、研究対象者の生命・身体・自己決定権等を保護しつつ看護研究を行うこととしており、審査体制が整備されている。具体的には、研究者全ての研究は研究開始前に研究倫理審査委員会にて、研究内容の審査を行った上で、学長が研究を承認したもののみに研究承認通知書を発行している。また、e-ラーニングを利用し、研究者が随時倫理教育を受講できるようにしている他、毎年講義形式の倫理教育も行っている。

個人情報保護については、本法人個人情報保護規程を作成し、遵守すべきルールを制定した。そのうえで、個別事情に対応してより厳格な対応（個人情報取得時の同意獲得等）を行っている。また、マイナンバー法施行に対応するため、特定個人情報については基本方針及び本法人特定個人情報保護規程を定め、特に慎重な管理運用を実施している。これらは、ガイドラインに則った内容となっている。

なお、平成 29 年改正個人情報保護法全面施行を受けて、目下本法人個人情報保護規程の改正・法令対応を進めている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-1-③-1】平成 30 年度 保健ワーキング実施計画書

【資料 5-1-③-2】平成 30 年度 安全衛生管理活動計画表

【資料 5-1-③-3】学校法人鉄蕉館リスクマネジメント及び危機管理基本規則

【資料 2-4-①-9】参照

【資料 5-1-③-4】亀田医療大学人権委員会規則

【資料 5-1-③-5】学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する規程

【資料 5-1-③-6】亀田医療大学研究倫理審査取扱規程【資料 4-4-②-1】参照

【資料 5-1-③-7】亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則【資料 4-4-②-2】参照

【資料 5-1-③-8】学校法人鉄蕉館個人情報保護規程

【資料 5-1-③-9】特定個人情報についての基本方針

【資料 5-1-③-10】学校法人鉄蕉館特定個人情報保護規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性及び使命・目的の実現への努力は、毎年目標に向けて着実に実行されていると認識している。使命・目的の実現への継続的努力については、「中期計画」に沿って、引き続き各財務指標の向上を図るものとする。環境保全、人権、安全への配慮については、社会的規制等を鑑みながら発展・深化させる。安全配慮について、避難訓練の実施等による安全教育や学内巡視による現場確認を継続実施し、更なる改善を図ることとする。

情報公開は、基本情報の公開を継続するとともに、ホームページの刷新により、閲覧者がその内容をより理解しやすくなるよう工夫を凝らしていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(ア) 戦略的意思決定のための仕組み

「理事会」は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関（寄附行為第 17 条）であり、平成 30(2018)年度からは、年 5 回（5 月、6 月、9 月、12 月、3 月）定例開催（必要に応じ臨時開催）を予定している。

寄附行為第 22 条に定める重要事項については、理事会付議に先立って、評議員会に諮問、決算及び実績については理事会承認後、評議員会に報告、評議員の意見を求めている。

理事会及び評議員会には監事が出席し、必要に応じ意見を述べている。また、内部監査室長及び関係教職員が陪席、審議・報告事項の説明（担当理事、評議員が説明するものを除く。）に当たっている。

寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、理事 8 人以上 9 人以内を置くこととされ、本学の最高意思決定機関として、理事をもって組織構成される理事会が置かれている。

(イ) 理事会機能の補佐体制

経営会議を定例開催し、評議員会諮問事項及び理事会付議事項等の重要事項について、予め審議検討している。経営会議は、理事長、副理事長、亀田医療大学長、亀田医療技術専門学校校長、亀田医療大学事務局長、総務統括部長、財務統括部長、亀田医療技術専門学校事務長、その他理事長が必要と認めた者で構成され、学校法人の運営に関する業務処理について連絡・調整、協議を行うことを目的とし、正確な情報の把握や整理を行い、理事会の円滑な意思決定に資している。経営会議には監事（1 人若しくは 2 人）が陪席、必要に応じ意見表明している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 5-2-①-1】 学校法人鉄蕉館寄附行為【資料 F-1】 参照
- 【資料 5-2-①-2】 学校法人鉄蕉館組織図【資料 1-2-⑤-1】 参照
- 【資料 5-2-①-3】 学校法人鉄蕉館理事会議事録（平成 29 年度）
- 【資料 5-2-①-4】 学校法人鉄蕉館評議員会議事録（平成 29 年度）
- 【資料 5-2-①-5】 学校法人鉄蕉館経営会議要項
- 【資料 5-2-①-6】 学校法人鉄蕉館経営会議議事録（平成 29 年度）
- 【資料 5-2-①-7】 学校法人鉄蕉館法人規則等制定改廃権限の所在を定める規則

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会環境の変化は著しく、速やかに対応するための意思決定は的確に判断しなければならない。このような観点から、現在の寄附行為に定められた管理運営体制を軸に今後も大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を維持、必要に応じ拡充していく。

また、経営会議は理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っており、今後も定期的を開催し、十分な協議と意見交換ができるよう努める。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

(ア) 理事会機能の補佐体制と意思決定の円滑化

学校法人の業務を決する最高意思決定機関は理事会であるが、法人に経営会議を設置することにより、予め法人及び大学間の情報共有や業務処理についての連絡、調整、協議を行っている。

経営会議は、理事長、副理事長、亀田医療大学長、亀田医療技術専門学校長、亀田医療大学事務局長、総務統括部長、財務統括部長、亀田医療技術専門学校事務長、その他理事長が必要と認めた者で構成され、定期的を開催しており、法人と大学との間のコミュニケーションは良好である。加えて、運営会議等での審議を経て大学の意向が経営会議並びに評議員会及び理事会への付議や報告事項に反映されている。

(イ) 大学の意思決定の仕組み

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」とされ、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。学長補佐体制強化の 1 つとして副学長を配置し、学長の業務のうち、日常的な業務執行を副学長に委ね、学長が中期的なビジョンや運営方針の策定に傾注できるようにしている。

また、学長が指示する特命の業務を補佐する学長特命補佐（平成 30(2018)年度は 4 人）を配置し、月に 1 度開催される運営会議との連動及び、同じく月に 1 度開催される教授会の意見を踏まえることにより、学長がより全体を見渡しリーダーシップを発揮しながら意思決定、運営ができるような体制を構築している。

(ウ) 学長の意思決定の円滑化

大学の運営に関する重要事項の連絡、調整、協議を行うため、大学運営会議を設置している。運営会議は、学長、副学長、学長特命補佐、学部長、事務局長、財務部長、その他学長が必要と認めた者で構成され、平成 30（2018）年度からは月に 1 度開催している。

運営会議には各委員会からの情報が集約される仕組みになっており、内容、重要度により理事会、教授会等しかるべき場での協議意思決定が円滑になされるよう調整されている。

(エ) 意思決定を円滑に行う組織体制

理事会の下に、法人の管理運営体制の充実化を図る機能をもった経営会議を設置し、理事会、評議員会の意思決定の円滑化、補佐する体制を整備している。また大学の運営並びに教育研究業務に関する情報を共有し、処理できる運営会議を設置することにより学内の意思決定を円滑に執行できる体制を構築している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-3-①-1】 亀田医療大学副学長選考規程【資料 4-1-①-1】 参照

【資料 5-3-①-2】 学長の命を受けて副学長がつかさどる事項

【資料 5-3-①-3】 亀田医療大学学長特命補佐選考規程【資料 4-1-①-2】 参照

【資料 5-3-①-4】 学校法人鉄蕉館亀田医療大学運営会議規程【資料 4-2-②-1】 参照

【資料 5-3-①-5】 学校法人鉄蕉館亀田医療大学運営会議議事録（平成 29 年度）

【資料 5-3-①-6】 学校法人鉄蕉館教授会規程

【資料 5-3-①-7】 教授会で意見を聴く事項

【資料 5-3-①-8】 亀田医療大学教授会議事録・意見書（平成 29 年度）

【資料 5-3-①-9】 学校法人鉄蕉館組織図【資料 1-2-⑤-1】 参照

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人運営に関する事項は経営会議での検討を踏まえ、寄附行為の規定に基づき、重要事

項については評議員会諮問を経て、理事会に付議（決算及び実績は理事会先議）、理事長のリーダーシップの下に審議議決される。また、大学運営・教育・研究部門に関する事項は各委員会で検討され、審議された事項に係る結果が、運営会議や教授会を通し学長に報告される。そして学長のリーダーシップの下に審議、決定されており、それぞれの意思決定機関において相互チェックが働くよう以下の監査機能を設置している。

寄附行為第5条の規定に基づき、監事2人が置かれている。監事は寄附行為第7条の規定により「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」に基づいて選任されている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じ意見表明するなど、チェック機能としての役割を果たしている。また、寄附行為第16条の規定に基づき、法人の業務や財産状況の監査を行うとともに毎会計年度終了後に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出及び報告を行っている。

寄附行為第20条の規定により、評議員会が置かれ、評議員会は「17人以上20人以内」の評議員（現員19人）をもって組織されている。また、評議員は寄附行為第24条の規定に基づき、1号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者6人」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者5人」、第3号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任された者6人以上9人以内」から構成されている。

寄附行為第22条に定める重要事項については、理事会付議に先立って、評議員会に諮問、決算及び実績については理事会承認後、評議員会に報告、評議員会の意見を求め相互チェックを行っている。

法人内に内部監査室が置かれており、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、理事長の命により、内部監査計画の策定、内部監査の実施、内部監査の報告、指摘事項のフォローアップを行うなど、十分なチェック機能を果たしている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料5-3-②-1】学校法人鉄蕉館寄附行為 【資料F-1】参照

【資料5-3-②-2】学校法人鉄蕉館（平成25～29年度）監事監査報告書【資料F-11】参照

【資料5-3-②-3】学校法人鉄蕉館内部監査規程【資料5-1-①-7】参照

【資料5-3-②-4】平成29年度内部監査活動報告

【資料5-3-②-5】学校法人鉄蕉館組織図【資料1-2-⑤-1】参照

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会環境の変化は著しく、速やかに対応するための意思決定は的確に判断されなければならない。このような観点から、現在の寄附行為に定められた管理運営体制を軸に今後も大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を維持、必要に応じ拡充していく。

また、経営会議は理事会での意思決定を円滑に行うための重要な役割を担っており、今後も定期的に開催し、十分な協議と意見交換が行えるよう努める。

各管理運営機関の相互チェックの機能性については、理事会、評議員会、経営会議、運営会議、教授会及び各種委員会の機能をさらに活性化させ、意見等が出しやすい雰囲気作りを推進していく。また、教育研究部門と管理運営部門の連携は不可欠であるため、さらに連携を強化し意思の疎通を図っていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

私立大学の設置財源は、制度上負債性のない自己財源で賄うこととされていることから、亀田医療大学設置認可申請、設置認可後の変更協議等を通じ、自己財源での施設設備整備の充実に努めてきた。また、開設年度（平成 24(2012)年度）末に「学校法人鉄蕉館中期計画（平成 24(2012)～28(2016)年度）」（平成 24(2012)年 11 月 27 日理事会議決）に沿った「財務計画（平成 24(2012)～28(2016)年度）」を策定（平成 25(2013)年 1 月 29 日理事会議決）した。

亀田医療大学設置財源（最終変更協議後）は、3,410 百万円（寄付金収入 1,991 百万円、地方公共団体補助金 1,186 百万円（千葉県 801 百万円、鴨川市 200 百万円、近隣 4 市 3 町 185 百万円）、現金預金 233 百万円）であり、施設設備整備は開設前年度（平成 23(2011)年度）から平成 27(2015)年度にわたり段階的に行われ、それに伴い毎年度の財務指標は自ずと段階的に悪化した。

その後の本学を取り巻く状況変化や当初中期計画期間（平成 24(2012)～28(2016)年度）が終盤となったこと、加えて「大学設置等に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設設備状況調査（平成 27(2015)年度）の結果について」において、「流動比率や消費収支差額構成比率の推移が近年悪化傾向にあることから、経営基盤の安定確保を図ること。」との改善意見が付されたこと等を踏まえ、既往中期計画を全面的に見直し平成 28(2016)～32(2020)年度を対象に財務計画を含む「中期計画」を策定（平成 28(2016)年 9 月 6 日理事会議決）するとともに、平成 29(2017)年度理事会において中期計画の進行状況についての報告を行った（平成 29(2017)年 9 月 4 日理事会）。

その後、平成 28(2016)年度履行状況調査結果においても、「近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実行など、経営基盤の確保を図ること。」との改善意見が付されたが、平

成 28 (2016) 年度決算及び平成 29 (2017) 年度決算における「基本金組入前当年度収支差額」は黒字となっている。

具体的には、中期計画や改善意見を踏まえて、平成 28(2016)年度以降の収支予算を編成するとともに、平成 27 (2015) 年度に完成年度を迎え、平成 28 (2016) 年度から私立大学等経常費補助対象になったことから、競争的経常費補助金（私立大学等経営強化集中支援事業（タイプ A（平成 28(2016)～29(2017)年度）、私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1（平成 29 年度））の申請・採択や寄付金確保、予算の適正執行（経費節減）等を通じて経営改善に努めた結果、平成 28 (2016) 年度決算及び平成 29 (2017) 年度決算は中期計画値より改善した。

これらの結果、平成 29(2017)年度決算に係る本学及び法人全体の主要財務指標数値は、前年度に比して以下のように改善した。

なお、私学事業団作成の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」に沿った当法人の経営状態の区分は、平成 27(2015)・28(2016)年度 B0（イエローゾーンの予備的段階）、平成 29(2017)年度 A2（正常状態）と平成 26(2014)年度の B4（イエローゾーン）から段階的に改善している。しかしながら、改善の背景は、当法人の経営は多額の寄附に依拠していること及び平成 27 年度に亀田医療大学が完成年度を迎え平成 28 年度から私学助成補助の対象になったことが主な要因であり、引き続き競争的資金等の外部資金の確保、人件費等の経費節減、減価償却引当特定資産を創設するなどが喫緊の課題となっている。

(参考)	平成 29(2017)年度	平成 28(2016)年度
・基本金組入前当年度収支差額（百万円）	(127)	(119)
・人件費依存率（人件費÷学生生徒納付金）%	75.9 (86.2)	78.5 (83.4)
・教育研究経費構成比率（教育研究経費÷経常費）%	33.1 (31.5)	34.4 (33.0)
・流動比率（流動資産÷流動負債）%	(184.4)	(154.4)

本書は大学部門、() 内は、法人全体。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 5-4-①-1】 学校法人鉄蕉館 財務計算に関する書類
(平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度) 【資料 F-11】 参照
- 【資料 5-4-①-2】 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 27 年度）（平成 28 年度）の結果について（通知）
- 【資料 5-4-①-3】 平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標
【資料 1-1-③-2】 参照
- 【資料 5-4-①-4】 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第 4 号その 1）
- 【資料 5-4-①-5】 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類
(様式第 4 号その 4)
- 【資料 5-4-①-6】 学校法人鉄蕉館平成 30(2018)年度事業計画 【資料 F-6】 参照
- 【資料 5-4-①-7】 平成 30 年度収支予算

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

前記(5-4-①)のとおり、平成29(2017)年度決算結果は、中期計画値より相対的に好転し、主要財務指標も改善したが、引き続き継続的な経営改善に努めていく必要がある。

なお、財務計画を含む中期計画(平成28(2016)年9月6日)に関しては、監事監査報告(平成28(2016)年9月20日付け)において、亀田医療大学が完成年度を迎え私立大学等経常費補助金の対象となる平成28年度を契機に「(平成28(2016)～32(2020)年度を対象とする)中期計画」を策定(改定)したことについては適切との評価を受ける一方、財務計画に関しては、「人件費を含む経費の抜本見直し、経常経費への多額の寄付金充当の見直し、借入金の抑制及び既往借入金の引下げ」を求められた。

これを踏まえ、平成28(2016)年度末に大学運営会議等での検討を経て領域別教員定数を設定、平成29(2017)年度から適用(平成29(2017)年3月14日理事会報告)した。併せて、平成29(2017)年度私立大学等経常費補助金については、平成28(2016)年度に申請・採択された私立大学等経営強化集中支援事業補助金(タイプA)の継続採択に加えて、新たに私立大学等改革総合支援事業補助金(タイプ①等)・私立大学等教育研究活性化設備整備事業補助金を申請・採択された。

これらを踏まえ、人件費等を中心に経常費用の抑制方策の検討を行い平成29(2017)年度及び平成30(2018)年度収支予算に反映した。しかしながら、平成30(2018)年度学納金等収入が入学定員の欠員発生等により当初予算を下回ること及び当初予算編成後に諸事情を踏まえ、平成30(2018)年度収支予算の補正を行った。また、亀田医療大学大学院看護学研究科(仮称)の平成31(2019)年度開設に向けて、完成年度(平成32(2020)年度)までの収支予算の推計を行い文部科学大臣に提出した。加えて、中期財務計画や既往決算等を勘案して、平成30(2018)年度中に、財務計画を含む中期計画を「平成30(2018)～34(2022)年度」を対象とするものに改定、その際、極力、経営基盤改善を視野に経費節減を含めた諸施策を反映していくこととしている。

しかしながら、本学は実務資格取得を目指す小規模単科大学(定員80人)であり、スケールメリットが期待できない一方、学費改定による増収には限界があること、施設設備更新財源の留保にも努める必要があること等(当法人傘下の亀田医療技術専門学校も同様)から、引き続き一定規模の寄付金確保が必要である。

(亀田医療技術専門学校を加えた法人全体の収容実員は600人程度であり、専門学校は亀田総合病院に係る看護人材供給機能を担っており、授業料等は学校法人移管前から相対的に低水準に設定されている一方、専門学校1号館施設設備の老朽化(経年劣化)が進みその維持に多額の費用を必要としている。)

こうしたことから、18歳人口が純減する中であっても入学定員の確実な確保、志願者増、継続的な寄付金確保、私立大学等経常費補助金や科研費等の獲得強化による収入増、人件費を中心とする経常費の抑制(削減)、出口対策(就職支援)、ミッションに即した本学ならではの業務運営、実需に照らした学校規模の拡大(大学院設置、学部学科増設)、亀田総合病院(医療法人鉄蕉会)との連携による附属医療機関の設置の検討等を通じた収支改善方策の順次具体化していくことについての検討を進めていく予定である。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 5-4-②-1】 中期計画(2016.9.6)に関する監事監査について
- 【資料 5-4-②-2】 財務比率比較表（平成 25～29 年度）：法人全体、大学
- 【資料 5-4-②-3】 経年比較（経年比較・平成 25～29 年度）：法人全体、大学、専門
- 【資料 5-4-②-4】 亀田医療大学領域別教員定員
- 【資料 5-4-②-5】 独立監査人の監査報告書（平成 25～29 年度）
- 【資料 5-4-②-6】 平成 29 年度事業報告書
- 【資料 5-4-②-7】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）
- 【資料 5-4-②-8】 亀田医療大学大学院看護学研究科開設に伴う寄附行為変更関連主要資料
（様式 4-1、4-4、10-1、10-2）
- 【資料 5-4-②-9】 定量的な経営指標に基づく経営状態の区分
（平成 26(2014)～29(2017)年度）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中期財務計画を含む中期計画の的確な進捗管理並びに中期計画策定後の事業の見直し等を踏まえつつ、適時的確に中期財務計画及び中期計画のローリング（改定）を行い、改定に当たっては、実現可能性に照らした大学部門のみならず法人全体を視野に入れた学生確保の多様化、収入増方策及び経常費用削減方策を講じ、経営改善・向上を図っていく。

そのため、学校法人鉄蕉館のみならず亀田総合病院（医療法人鉄蕉会）等の亀田グループとの連携、地域に根差した医療人材養成大学（学校法人）として地方公共団体への協力要請、更にはグループ法人を超えた地域や関係企業との連携、地域ひいては国内外から継続的存続を求められるような存在を目指し、学部学科の増設、附属医療機関設置による付随収入の増等をも視野に入れ、中長期的に財政基盤の安定化を進めていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び学校法人鉄蕉館経理規程、学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程に基づき、適切に行われている。クラウド型の汎用システムを用いて

おり、制度改正（学校法人会計基準、税制等）にも適切に対応されており、本学独自のカスタマイズは行っていないため、財務会計システム維持に必要な費用は抑制されている。

一定要件を充たす調達には複数社からの見積りを経て行い、亀田医療大学開設に伴う調達には設置認可申請及び変更協議に先立って契約あるいは見積りを徴するとともに、見積りによるものは実際の調達に当たり値引き交渉する等、適正執行（経費節減）に努めている。併せて、新規調達等については必要部署からの起案等を経るとともに、調達内容に照らし契約書を締結、教員発注に係る納品検収は事務職員が行っている。

施設整備や情報基盤システム構築（更改）等は、調達に先立って理事会付議あるいは報告（必要に応じ評議員会に諮問、報告）、予算化している。

また、調達、会計処理における疑問点については、都度、学校法人会計基準や法人内諸規程、私学事業団補助金交付要綱、文科省担当部局通知等を照査検討するとともに、必要に応じ会計監査人、監事、顧問弁護士等に相談、助言指導を得、あるいは文部科学省担当課、私学事業団等の関係部署に照会等することにより適正性の確保に努めている。

一方、施設設備維持や警備等は、費用対効果を勘案の上、適宜アウトソーシングしている。

加えて、本学校地（鴨川中学校統廃合跡地）であり、校地及び屋内体育館・武道館・実験室は鴨川市からの使用貸借であることから、屋内体育館等の施設について学外スポーツ団体等に有料或いは無償貸与するとともに、市民公開講座や映画会（いっぺきシアター）の開催等に活用、地域貢献に資している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-5-①-1】 学校法人鉄蕉館経理規程 【資料 5-1-①-6】 参照

【資料 5-5-①-2】 学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-①-3】 学校法人鉄蕉館 寄附行為 【資料 F-1】 参照

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（ア） 監事監査の状況

監事1人は、公認会計士としての立場から、もう1人は、国立大学法人常勤監事の経験を踏まえ、各々独立、或いは連携して、業務監査及び財産監査に従事している。

監事監査に当たっては、毎年度監事監査計画を策定、これに基づき、業務監査及び財産監査を行っている。また、理事者との意見交換、三様監査（監事・独立監査人・内部監査室長との連携（年2回程度））、理事会・評議員会・経営会議において必要に応じ発言（意見表明）を行うとともに、監事監査の一環として、学校行事への参加、予算及び決算に係る事前ヒアリング等を行っている。これらを経て、決算理事会において監事監査報告が行われている。なお、三様監査の機会には、理事者等の学校法人幹部が陪席、意見交換を行っている。

（イ） 監査法人の監査状況

独立監査人監査は、監査法人に委嘱しており、毎年度監査計画を策定、これに基づき、期中監査（8月頃、11月頃、2月頃）及び期末監査（4月、5月）を経て、独立監査人の監査報告が行われている。

期中監査については、独立監査人が作成する往査録を通じ監査内容を確認、予算の適正執行及び効率的執行の一助としている。期末監査においては独立監査人の監査報告書の提出及び説明を受けている。平時においても、執行上、会計処理等に関して疑問等が生じた場合、随時、独立監査人に相談、助言を得ている。

（ウ）内部監査の状況

内部監査室（長）において内部監査計画を策定、これに基づき定期的に内部監査が行われ、その結果及び計画については三様監査において意識共有が図られている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-5-②-1】 学校法人鉄蕉館 内部監査規程 【資料 5-1-①-7】 参照

【資料 5-5-②-2】 学校法人鉄蕉館 監事監査規程 【資料 5-1-①-3】 参照

【資料 5-5-②-3】 平成 28 年度 監事監査計画

【資料 5-5-②-4】 独立監査人の監査報告書（平成 29 年度）【資料 5-4-②-7】 参照

【資料 5-5-②-5】 中期計画(2016.9.6)に関する監事監査について 【資料 5-4-②-1】 参照

【資料 5-5-②-6】 平成 29 年度独立監査人監査日程

【資料 5-5-②-7】 平成 29 年度内部監査活動報告 【資料 5-3-②-4】 参照

（3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

一定要件該当調達は複数社からの見積りによるものであるが、補助金等の公的資金によっては一般競争入札を原則とされていることから、一般競争入札の実施に必要な内規整備や励行に取り組んでいく。

また、一般に学校法人施設は学内用途に限られ利用効率が低いことから、更なる有効利用方策を検討し、経営改善（更なる有料貸出）や地域貢献を推進していく。

一方、本学は海に近く塩害の影響を受けやすいことや、開学後7年目を迎え、施設設備の維持費用も漸増していることから、経費節減に努める一方、適切な施設設備の維持（メンテナンス）による長命化も視野に入れた施設維持や環境保全に努めていく。

【基準 5 の自己評価】

中期財務計画を含む中期計画の的確な進捗管理並びに中期計画策定後の事業の見直し等を踏まえつつ、適時的確に中期財務計画及び中期計画のローリング（改定）を行い、改定に当たっては、実現可能性に照らした大学部門のみならず法人全体を視野に入れた学生確保の多様化、収入増方策及び経常費用削減方策を講じ、経営改善・向上を図っていく。

そのため、学校法人鉄蕉館のみならず亀田総合病院（医療法人鉄蕉会）等の亀田グループとの連携、地域に根差した医療人材養成大学（学校法人）として地方公共団体への協力要請、更にはグループ法人を超えた地域や関係企業との連携、地域ひいては国内外から継続的存続を求められるような存在を目指し、学部学科の増設、附属医療機関設置による付随収入の増等をも視野に入れ、中長期的に財政基盤の安定化を進めていく。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本法人の経営に関する部門では、理事長を最高責任者として、重要事項の審議と決定には理事会及び評議員会が機能している。それぞれ寄附行為に定めるとおり、理事会は 9 人によって、評議員会は 19 人の構成メンバーで構成している。法人の意思決定は、理事会によってなされるが、評議員会は、多面的な立場からそれに対する意見を述べ、公正な判断で健全な運営ができるように、理事会の開催に合わせてその前後で、年 5 回の開催がなされている。また法人組織には、外部委員である監事 2 人が置かれ、法人業務及び、財務について、第三者としての公正・厳格な監査を行っている。

本学の教育研究活動に関する大学全体の質保証に体制に関する取扱いは、学長戦略室の評価部門が取り扱っている。評価部門は、教授 3 人と事務職員 3 人からなるチームで、①教員の業績評価に関すること、②機関別認証評価、第三者評価に関すること、③授業評価に関すること、④その他の評価に関することを取り扱っている。

大学の教育研究に関する意思決定は学長によってなされるが、重要事項の審議については、主として、学長、副学長、事務局長、学長特命補佐による運営会議で発案され、教授会での審議を経て学長が最終決定を行う。最終決定された事項は、各領域教授を通じ全教員に伝達され、必要に応じて、各教員に対する意見希求や意見の吸い上げを領域教授が教授会に仲介・再提案することもできる。また、月 1 回の学科会議では、教員全員が招集され全学の委員会活動に対する情報共有や意見交換を行う機会としている。このような段階を経ることで、組織の意思決定を共有し、各教員の意見を反映できる大学全体の活動の流れを作っている。

大学の機関評価については、2 人の外部委員に依頼し、自己点検評価書に対する第三者としての意見を聴取することとしている。それらの意見は、評価部門を通して教授会での報告及び審議を行い、改善・改革に向けて関連部署の活動実施とその評価のサイクルに乗せることとなっている。

また、研究活動については、学内委員会の研究倫理審査委員会によって、研究計画書の審査

を行い、研究経過においての倫理的な問題が生じない体制で研究を実施することとなっている。研究経過中の管理においても、経過報告書や変更報告等の届けによる管理を行っている。

以上のように、大学の重要事項は慎重な論議がなされる仕組みとなっているほか、透明で公正な教育研究活動の運営に努めている。また、上記学科会議でも委員会活動の意見希求や討論の機会とともに、相互チェック機能をも有している。

財務関係の相互チェックについては、5-5-②に記述のとおり、定期的な内部監査室による監査機能を行行使している。

教育活動、学生支援関係の質保証体制に関する取扱いについては、前述のとおり、学生による授業評価、それを反映した担当教員自身による授業評価を行い、経過とともに改善がみられてきている。特に学生主体のアクティブラーニングの教育方法を授業内で推進しており、PDCA サイクルが循環しているといえる。

学生支援についても、VOICE ボックス等による学生の意見や要望については、学務課を中心とする学生委員会や学長戦略室評価部門等、要望や意見の内容によって、関係部署での対応やその回答を学内に掲示・公表して、要望に応える努力をしている。

また研究に関することとしては、科研費や研究倫理に関する報告書提出について、事務職員が教員への指示を行っている。

平成 29(2017)年 9 月には新たに学長戦略室を立ち上げ、実働が開始している。学長戦略室は、上記の評価部門と IR 部門からなり、IR 部門では、PDCA サイクルが有効に働くべく、教育研究・大学運営・財務などの諸活動の情報を内外問わず収集、分析し、学長を始めとするガバナンスの迅速な意思決定を支援していく。学長を議長とする運営会議では、教職員の質保証、改善のための FD・SD 活動計画を立て、その執行と結果に対する検討を今後も継続していく。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-1-①-1】 学校法人鉄蕉館 組織図【資料 1-2-⑤-1】 参照

【資料 6-1-①-2】 学校法人鉄蕉館 寄附行為【資料 F-1】 参照

【資料 6-1-①-3】 学校法人鉄蕉館経営会議要項【資料 5-2-①-5】 参照

【資料 6-1-①-4】 亀田医療大学大学運営会議規程【資料 4-2-②-1】 参照

【資料 6-1-①-5】 亀田医療大学教授会規程【資料 5-3-①-6】 参照

【資料 6-1-①-6】 亀田医療大学学科会議規程

【資料 6-1-①-7】 VOICE ボックスの設置について【資料 2-6-①-1】 参照

【資料 6-1-①-8】 学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程【資料 2-2-①-1】 参照

【資料 6-1-①-9】 平成 30 年度委員会構成【資料 4-1-②-3】 参照

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012)年 4 月開学の本学は、平成 28(2016)年度に完成年度を迎えた。これを契機として元々策定されていた法人の中期経営計画を見直し、平成 28(2016)年度以降平成 32(2020)年度までの財務計画を含む中期計画を、平成 28(2016)年 9 月に、法人の使命、基本理念に基づき発表した。

その中で本学においては、大学の理念である「HEART」を踏まえ、13項目に亘る重点事業を推進することになった。そのPDCAサイクルの観点から評価、検討する必要がある、平成29(2017)年度には学長を委員長とする評価委員会活動の一環として自己点検評価書を作成し、第三者評価を受け自己改革を実行している。このことを今後も継続していく。

評価活動の実施体制としては、平成29(2017)年度までの評価委員会を平成30(2018)年度4月から、学長戦略室に吸収合併し、新体制を開始したところである。評価部門は活動内容が多岐に渡っているにもかかわらず、事案によっては人権にかかわる業務等もあるため、構成員は限られている。今後は、IT活用等のデータ化を推進し、公正で透明性の高い評価システムを学内に浸透させてゆく。平成30(2018)年度の機関別認証評価の実施に並行して、昨年度から検討してきた教員の個別評価の実施を実現し、その活用の議論に進展させられるように取り組む。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(ア) 教育活動の評価

毎年、科目の最終授業時に、履修学生全員を対象とした各科目の授業評価を行っている。それは、学生自身の授業に対する取り組み、教員の授業に対する取り組み、授業の進め方、授業の成果についてであり、5件法評定の結果をレーダーチャートによる項目得点と科目平均点として算出し、更に授業の良い点、改善点等の記載を求めている。この結果について評価委員長が全科目を総覧し、必要時、担当教員との授業展開に関する面談を実施し、学生の学習状況と授業の実施に食い違いがなくなるように調整を行っている。この結果については、本学ホームページに分野別科目ごとの平均点として、前期、後期ごとに前年度の結果を公表している。

(イ) 教員による担当科目の授業評価

各科目の担当教員は、教員による授業評価として、(ア)の学生による授業評価の結果と自己の授業展開状況を照合・分析し、次年度の授業計画に活かせるようにしている。この評価記録は、1年分の記録ファイルとして本学図書館に配架して、誰でもが閲覧できるようにする。

(ウ) 看護実践能力の学年毎評価

カリキュラムが目指す看護実践能力が学年ごとにどのような到達状況にあるか、5つの理念ごとの具体的実践能力の形成経過を見ている。その20項目を列記した実践能力評価表を用いて、各学年の終了時に学生とチューター教員の両方で次年度の努力目標を確認し、卒業時までの目標達成に向けて指導を行っている。この管理運営については、教務・カリキュラム委員会の所管として実施している。

(エ) 研究活動に関する評価

教員の研究活動については、毎年度の各教員の活動実績を年報に掲載し、教員間の相互交流の情報としてきた。また、研究支援委員会の主催で学内教員の交流機会として、毎年2月に研究交流会を実施してきたが、平成30(2018)年度以降は、総合研究所運営委員会において、研究発表としてそれを実施することとなった。研究交流会では、学内はもとより、亀田総合病院等の関連機関を含め、参加者の新たなアイディアの発見や共同研究の実施等に発展していく成果が生まれつつある。また、在学生の参加により、学生の研究への関心を深める機会にもなっている。

(オ) 事業報告書による評価及び事業計画

毎年度の法人による事業報告書において、これらの活動全般の評価を行い、中長期計画に基づく年度ごとの評価結果を確認し、次年度の計画としての提案と方針決定を行っている。また、その方針や中長期計画を確実に達成するため事業計画書を作成し、それに沿った活動を法人組織全体で一致実行するよう努めている。

(カ) 教員各自による自己点検・評価

平成29(2017)年度の評価委員会では、それまでも検討してきた教員の自己点検・評価について、平成28(2016)年度の活動に関する全教員による自己点検・評価の試行実施を踏まえ、評価体制、評価実施要綱等の全般的整備を完了した。平成29(2017)年度の活動からは、本格的に教員の教育・研究・大学運営・社会貢献について、自己点検・評価を適宜行うこととしている。

(キ) 大学全体に関する自己点検・評価

平成30年度の機関別認証評価を踏まえ、自己点検・評価を平成29(2017)年に、日本高等評価機構の評価基準に沿って実施した。同時に外部評価員2人による第三者評価を実施し、両者の改善点についての検討とその結果に沿った活動に着手し、今日に至っている。これらの結果や改善活動については、学科会議を通して全教員に周知し、共有化を図っている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-2-①-1】 学生の授業評価

【資料 6-2-①-2】 教員による授業評価作成要項 【資料 3-3-②-1】 参照

【資料 6-2-①-3】 看護実践能力の学年毎評価

- 【資料 6-2-①-4】平成 29 年度研究交流会資料
- 【資料 6-2-①-5】平成 29 年度ペーパーオブザイヤー資料
- 【資料 6-2-①-6】平成 29 年度事業報告書【資料 5-4-②-8】参照
- 【資料 6-2-①-7】平成 30 年度事業計画書【資料 F-6】参照
- 【資料 6-2-①-8】自己点検評価書
- 【資料 6-2-①-9】自己点検評価に係る第三者評価

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 組織は、教授 1 人、講師 1 人、事務職員 2 人によるチーム組織となっている。いずれもが他の学内業務との兼務ではあるが、相互の交流による相乗効果を期待して平成 30(2018)年度から本格的に活動を始めることとなった。これまでは、教育関係のデータは学務課、研究関連は総務課、大学運営や対外活動に関するデータは、総務課及び財務課等と各部署に分散して管理されており、データの分析、利用が有効かつ全学的になされているとは言えなかった。今後は大学運営に必要なデータは IR 部門に一括一元管理され、多面的かつ横断的な分析・評価が容易な体制となった。学内データにとどまらず外部データも必要に応じ積極的に収集していく。特に現在大学が直面する教育や学生・受験生確保の課題解決等に迅速かつ有効な対応ができることが期待される。

マンパワーに限りがあり平成 30(2018)年度は、低学力者の成績経過分析、国家試験対策に関する学力査定、学生確保のための受験者分析等について、データの収集・分析を行っている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 6-2-②-1】学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程 【資料 2-2-①-1】参照

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育・研究に関しては、今までのシステムに基づき SD・FD を有効に活用していく。IR 部門における体制については、まだ歴史が浅く、今後の実践や評価が必要となる。学長戦略室における学長や教職員との協働や連携を行い、本学にとって必要な情報の収集や分析を十分に行うことができるような体制を整備する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

大学全体の取り組みとしては、各委員会の年度課題に沿った活動の策定とその実施状況について、毎月の運営会議や教授会、学科会議で報告され、必要な検討を随時行う仕組みとなっている。

その他、学生の授業評価については、確実な PDCA サイクルが機能しており、過去の経過からみると、平均点が 3 点台の科目がなくなり、全科目の平均点が上昇してきている。これまでの FD 活動の結果等が個々の教員の努力として生かされた結果ともいえる。

大学運営については平成 29(2017)年度自己点検評価の第三者評価に基づき、平成 29(2017)年 11 月 24 日開催の SD において対応策の検討を行い、今後改善計画を実行していく。

また、先にも述べたように、本法人は「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 27 年度）」の結果を受け、中期計画を全面的に見直し、平成 28(2016)～32(2020)年度を対象に、財務計画を含む「中期計画」を策定した。

一方、その後の履行状況調査結果（平成 28(2016)年度）において「近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態に継続していることから、収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実行など、経営基盤の安定確保を図ること。」との改善意見が付されたが、平成 28(2016)年度決算及び平成 29(2017)年度決算における「基本金組入前当年度収支差額」は黒字となっていることから、今後も継続的経営基盤の安定化に努めていく。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-3-①-1】 亀田医療大学 学生による授業評価アンケート実施要項

【資料 6-3-①-2】 平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書 【資料 3-2-⑤-1】 参照

【資料 6-3-①-3】 「大学設置等に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 27 年度）（平成 28 年度）の結果について（通知）」

【資料 5-4-①-2】 参照

【資料 6-3-①-4】 平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標

【資料 1-1-③-2】 参照

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

これまでのシステムによる PDCA サイクルの強化を図るとともに SD・FD を充実させていく。また、IR による大学運営のイノベーションについては、平成 30(2018)年度はタイムリーなデータ活用に努めるとともに、データ収納及び管理の一元化に伴うデータの組織化と利便性の高いシステム構築について取り組む。これらの実務は、年度の自己点検評価の実

施に合わせて、IR 部門担当者を中心に適宜作業を進める取り組みとして実施していく。

【基準 6 の自己評価】

本学法人組織の管理運営については、外部の監査担当者 2 人による監査を受ける以外に、財務関係については、内部監査体制として複数人の関連担当者が同一の書面を相互チェックするという体制で、誤りのない実務の進行がなされるような確認体制で透明性の高い会計業務を執行している。

また、大学ポートレートとして法に定められている事項全般を本学ホームページで公開し、広く社会や学生、保護者の意見を取り入れることができるようになっている。この情報内容の正確さについては、定期的にホームページ担当職員が改定を行い、タイムリーな確実性を確保している。

大学における重要事項の取り扱いについては、経営会議、運営会議、教授会に対する意見希求に基づいて、複数の段階と多面的な視点から慎重な決定がなされるプロセスで、最終的に、学長による判断結果が導かれるようになっている。

前述のとおり、教育機能の側面では、理念の実現に沿った学修成果が実現できる PDCA サイクルがほぼ機能しているといえる。このような活動の成果として、開学 7 年目の 1 期生から 3 期生の入学生：卒業生比率は、89%、97%、93%で良好な成果といえる。しかし修了後の社会における活動評価は、現時点では判断しがたい。

平成 29(2017)年度には前年度活動の自己点検評価書の作成及び第三者評価の実施によって、改めて大学機能を見直す機会を得た。この経過から、更なる自己点検評価体制の改善の方向がつかめている。その一つは、平成 29(2017)年度から構想を練り、平成 30(2018)年度から活動を開始している IR 部門であり、今後の課題の取り組みや成果の確認に向けて、PDCA サイクルがより機能できる方向の体制整備に向かっていることから、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携と国際交流

A-1 地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働

A-1-① 大学が有する物的資源と人的資源の地域社会への提供

A-1-② 医療・福祉に寄与する人材育成

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学が有する物的資源と人的資源の地域社会への提供

(ア) 地域連携推進協議会

本学と大学が位置する鴨川市は、平成 25(2013)年 7 月に地域の課題を共有し、資源や研究成果などをもって連携・協力しながら、相互の発展と地域の再生と活性化に寄与することを目的に、連携協定を締結し、地域連携推進協議会を設置している。連携事項としてのまちづくり、地域医療の充実、保険・福祉の推進、地域文化の振興、生涯学習、教育及び人材育成、学術研究、施設利用などを推進している。

平成 29(2017)年度は、9 月 22 日に地域連携推進協議会を開催し、連携事業と第 2 次鴨川市総合計画「鴨川市人口ビジョン及び鴨川市まち・ひと・しごと創成総合戦略」について審議し、意見交換を行った。

これらの活動全般について学内組織としては、「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を設置し、11 人の教員・事務職員で、地域の関連諸団体との以下のような様々な連携協働事業を実施している。

(イ) 津波避難訓練

本学は鴨川市の防災避難施設に指定されていることから、学生会館 4 階と正門脇の備蓄庫に鴨川市提供のミネラルウォーターや防災物品等を備蓄している。

平成 29(2017)年 6 月 28 日、鴨川市主催の津波を想定した津波避難訓練が、学生・教職員及び近隣住民参加のもと、本学で実施された。

(ウ) 行政機関の委員兼務

第 2 期鴨川市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員を教員が兼務している。「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」や「鴨川市国際交流推進委員会」、「東京オリンピック・パラリンピック鴨川市対策推進本部」、「鴨川市まちづくり委員会」等、各種の地域行政に関する委員会の委員として教職員が兼務を行っている。

(エ) 鴨川市土曜スクール

鴨川市教育委員会主催の6小学校学区の児童が参加する「土曜スクール」を、市民と学生のボランティアの協力を得て平成29(2017)年6月24日(土)に開催した。80人の参加児童は、教員が企画した車いす・手洗い・身体を診る・救急処置について体験学習を行い、本年度、平成30(2018)年6月16日(土)には、市内70人の小学生が、本学開催の土曜スクールに参加し、様々な医療体験を行った。

(オ)市民公開講座

毎年1回、本学教員が講師となって市民を対象とする公開講座を開催している。平成29(2017)年度は、11月25日(土)、本学ミズキホールにおいて、循環器内科医である学長が、「動脈硬化による心臓病と高血圧のお話」と題する講義で、加齢に伴う動脈硬化による心臓病と高血圧についての知識と具体的な対応策を分かりやすく解説した。

(カ)映画会開催

地域連携・生涯学習センター運営委員会では、南房総地域に映画館が皆無であることから、地域住民との連携を推進し、大学で地域住民が自由に参加できる非営利(無料)の映画上映を目的とする映画会「いっぺさ!鴨川シアター」を平成26(2014)年度から開催している。平成29(2017)年度は5回開催し、各回80~120人の住民が参加している。

(キ)大学施設の開放

大学の講義室と演習室と講堂(ミズキホール)は、地域の機関や団体が主催する講義・セミナー・研修会・学会に、屋内運動場は教育委員会主催の障害者スポーツ等に、また、武道館は地域のスポーツクラブの活動などに開放している。

図書館は、学習・調査・研究をする地域住民に、身分証明書又は学生証を提示して手続きをすることで利用可能となっている。また、学生食堂(亀ママキッチン)も、地域住民に開放している。

(ク)オルカ鴨川FC支援

平成26(2014)年2月に発足し、平成28(2016)年になでしこリーグ2部昇格を決めた南房総初の女子サッカーチーム「オルカ鴨川FC」と本学は、平成27(2015)年2月に協定を結び、継続的に支援している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 A-1-①-1】 地域連携推進協議会議事録
- 【資料 A-1-①-2】 津波避難訓練アンケート集計(実施日平成29(2017.6.28))
- 【資料 A-1-①-3】 鴨川市との連携事業等
- 【資料 A-1-①-4】 土曜スクール報告(平成29年度、平成30年度)
- 【資料 A-1-①-5】 市民公開講座報告
- 【資料 A-1-①-6】 映画会報告
- 【資料 A-1-①-7】 平成30年度外部施設貸出リスト
- 【資料 A-1-①-8】 オルカ鴨川FCとの協定書(平成27年2月1日締結)

A-1-② 医療・福祉に寄与する人材育成

(ア) 鴨川医療連携会議

鴨川市医療連携会議は、鴨川市の健康福祉推進計画の基本理念「うるおいのある健康福祉の都市～ふれあい輝く『元気』のまち～」の実現に向け平成 23(2011)年に発足した。会議は、毎月 1 回開催し、鴨川市福祉相談センター長を議長に、市職員、保健・医療・福祉の専門職及び本学の地域連携・生涯学習センター運営委員会に所属する教職員が 15～20 人出席している。

平成 28(2016)年度から、管理栄養士・栄養士と協働する『食べる』をテーマに活動をしている。平成 29(2017)年 7 月 5 日に管理栄養士・栄養士を含む 26 人が参加しての意見交換会を、平成 29(2017)年 10 月 15 日に在宅医療・介護連携研修会「管理栄養士・栄養士とつながろう」に 57 人が参加して、管理栄養士を取り巻く現状と医療機関での新たな取組の報告とグループ討議及び市内の 5 病院と 7 か所の高齢者施設で提供している研修会当日の昼食の常食と嚥下食の展示を通して、課題の明確化をはかった。

(イ) 薬に関する啓発プログラム効果に関する共同研究

鴨川市医療連携会議は、平成 26(2014)～27(2015)年度に在宅で生活する住民の健康維持・向上にむけた薬物療法を推進し、重複投与や残薬の削減を図る有効な方策を提言するために、薬の飲み方・使い方などを説明したパンフレットと DVD を作成した。鴨川市内のサロン活動や集会など 22 か所で実施した啓発プログラムに参加した高齢者 118 人を実験群とし、南房総市・館山市・鋸南町在住の高齢者 216 人を対照群とする準実験を実施した効果を、本学教員が第 37 回日本看護科学学会学術集会（平成 29(2017)年 12 月 16～17 日）にて報告した。

(ウ) 実習指導者講習会

平成 29(2017)年 4 月、本学は厚生労働省の定める「保健師助産師看護師指導者講習会実施要綱」に基づき、千葉県健康福祉部医療整備課で実施される「平成 29(2017)年度看護職員研修事業（「実習指導者講習会（40 日間コース）」の委託を受けた。受講資格を、実務経験 4 年以上の保健師・助産師・看護師で、安房・夷隅・君津地域の医療機関・事業所で看護教育機関の実習に携わっている（予定にある）者とした。

講習会は、平成 29(2017)年 7 月 1 日～平成 30(2018)年 3 月 31 日の 40 日間で実施された。平成 29(2017)年 7 月～9 月の土曜日に、「教育及び看護に関する 7 科目」を厚生労働省専任教員養成講習会における e-ラーニングと、本学の教員・非常勤講師らによる講義を行った。8～9 月と 3 月の土曜日に「実習指導に関する 3 科目」を本学教員による講義と演習を、平成 29(2017)年 10 月～2 月の 4 日間に本学臨地実習施設（亀田総合病院・亀田リハビリテーション病院・亀田訪問看護センター）で本学 3 年生臨地実習の指導担当看護師・助産師に同行する指導実習などを履修し、平成 30(2018)年 3 月 17 日には、研修修了者 23 人に修了証が授与されている。

本年 6 月 9 日(土)には 22 人の受講者を迎え、「平成 30 年度 実習指導者講習会(40 日間コース)」の開講式を本学にて開催、新年度のコースがスタートした。

(エ) 県立長狭高校医療・福祉コース専攻における教育支援

医療・福祉コース専攻の2年生42人を対象に、4回の出張講義と2回の体験型職種紹介を実施した。出張講義として平成29(2017)年6月19日に循環器内科医である教員の講義「心臓と心臓病のはなし」、平成29(2017)年6月21日に小児看護学教員の講義「病気の子どもと周りの子どもの気持ち」、平成29(2017)年6月28日にピアサポート・コーディネーター資格を有する教員とサポーターの学生による講義と演習「主体的な生き方を支えあうピア」、平成29(2017)年7月3日に在宅・高齢者看護学教員の講義「めざせ、元気な100歳!」が行われた。また、体験型職種紹介として、平成29(2017)年9月6日と9月11日に本学実習室において基礎看護学の教員による「人の身体のしくみを調べてみましょう」でバイタルサイン(生命兆候)の意味と測定方法を講義し、看護師が日常的に実施する体温、脈拍、呼吸、血圧測定の体験を指導した。

3年間のプログラムを体験した生徒へのアンケートでは、「進路選択に大変有効であった。」との高い評価を得ている。さらに、平成29(2017)年9月に発表された千葉県県立学校改革推進課の「県立学校改革推進プランに係る評価」には、長狭高校「医療コース」設置の成果として、多様な職種がチーム医療を提供していることが理解され、医療系大学・専門学校への進学実績が上がったことが記載されている。

(オ) 県立松尾高校 SGH 事業「福祉に関する臨地視察研修」支援

平成27(2015)～31(2019)年度に文部科学省から国際的に活躍できるグローバル・リーダー育成校(スーパーグローバルハイスクール:SGH)に指定されている松尾高校からの要請を受け、研修支援を平成29(2017)11月16日に実施した。支援では、教員による講義と演習「グローバルエイジング(地球規模の高齢化)と日本の対策」、松尾高校出身の本学学生による受験と修学経験談、キャンパスツアー及び学食体験が行われた。参加した1年生23人と2年生14人の90%以上が、内容は分かりやすく、進路選択の参考になり、100%が充実していたと回答している。

(カ) 介護サービス従事者研修

鴨川市主催、鴨川市通所サービス事業所連絡協議会・訪問介護事業者連絡協議会・安房しあわせネットワーク協力による介護サービス従事者を対象とする研修会「介護記録のポイントについて」が、平成29(2017)10月24日に開催され、在宅看護学教員が講師を務めた。研修会では、参加した介護保険制度下での施設サービスと居宅サービスに従事する介護職員等80人に、介護記録に関する講義と事例を用いた介護記録記載の疑似体験を指導した。

(キ) 大学院設置による人材育成

本学は、南房総地域における住民の健康、医療、福祉に貢献することを使命とする大学であることから、看護学の実践リーダーを育成するための大学院設置に向けて、平成30(2018)年3月に文部科学省大学設置準備室への大学院設置申請書を提出した。

この地域の基幹病院である亀田総合病院や地域の中小病院、訪問看護ステーションで働

く看護職の実践力の向上とリーダーの育成、看護教育担当者や将来の看護研究者の育成を目指して、大学の教育研究機能を一層向上させる努力を行っている。

(ク) 国際活動に関する連携について

このことについては、学内の委員会組織として国際交流委員会を設置しており、12人の教職員で組織運営している。

大学設置時の一つの特徴であったグローバル化をより推進するため、中華人民共和国錦州医科大学(平成 28(2017)年 9月 24日協定締結)、中華人民共和国山西医科大学(平成 28(2017)年 9月 26日協定締結)に続き、新たに平成 29(2018)年 5月 12日付けでアメリカ合衆国グアム大学、平成 29(2018)年 6月 3日付けで中華人民共和国遼寧中医薬大学と交流協定を締結した。

また、グアム大学とは、鴨川市が受託した総理府の JICE に対する委託事業の「KAKEHASHI プロジェクト」を通じ、両大学の約 10人の学生が、相互の国(大学含む)を訪問し、交流を深めた。また、その前後から WEB 会議システムを活用しグアム大学看護学部の学生と本学学生の交流も始まった。同様に、鴨川市の受託を通じた「KAKEHASHI プロジェクト」では、韓国からの学生の受入れも行った。さらに、学生が海外研修の機会を得ることができるように、本館自習室前に閲覧コーナーを設置し、収集した研修プログラムなどの情報提供を行った。

また、海外大学との共同研究について山西医科大学と交渉を行い、中国人留学生に関する研究を行う教員の計画に対し、共同研究実施の見通しを立てた。

開学当初から、本学の取り組みとしてグローバル化を推進しており、1年次に「国際理解と国際貢献」(1単位 30時間)を置き、3年次に「国際看護学」(2単位 45時間)の科目を必修科目としている。初回実施年度(平成 27(2015)年)から、学生全員がシンガポールにおける1週間の海外研修を実施しており、平成 29(2017)年度からは、シンガポールに加えカナダへの研修を拡大してきた。研修内容は、両国ともに同様の質を保証できることとし、平成 30(2018)年 2月 25日(日)～3月 2日(金)の6日間、68人がシンガポールに、一方、同日出発、3月 3日(土)の帰国で13人がカナダに、引率教職員 3人及び 2人で研修を実施した。両国ともに各学生が2ヶ所の病院若しくは福祉施設で講義を受けるとともに見学を実施した。これらを通して、文化背景や国民性の異なる対象者を理解し、提供する医療・看護サービスに関する異文化対応の学びを深めた。

また、平成 29(2017)年度の研修に参加できなかった1人に対しては、代替の国内研修プログラムを立案し、4年次の夏季休暇期間中に補講をする予定とした。中国研修については、10月に山西省山西医科大学を訪問し、次年度からの実施について具体的相談を行った。

本科目は、必修科目であることから、病気その他で計画した期間に、現地研修に参加できなくなる学生もいることから、平成 30(2018)年度からは、国内の在日外国人に向けた医療・看護の学習も加えることとした。さらに、平成 30(2018)年度からは中国への研修拡大も計画し、多様な海外の実情を学生各自の興味関心に応じて実現できるようにしていく。

この学習を通して、学生達は異なる文化における看護の機能や人間理解に基づく看護の重要性に気づくことができている。しかし、費用負担(カナダ:約 30万円、シンガポール:約 17万円、中国:約 10万円、国内:約 50,000円)の問題等からも解決すべき課題が残されている。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 A-1-②-1】 鴨川医療連携会議研修会資料「管理栄養士・栄養士とつながろう」
- 【資料 A-1-②-2】 第 37 回日本看護科学学会学術集会抄録(052-5)
- 【資料 A-1-②-3】 実習指導者講習会報告書
- 【資料 A-1-②-4】 長狭高校医療・福祉コースプログラムアンケート結果
- 【資料 A-1-②-5】 H29 年度県立松尾高校アンケート結果
- 【資料 A-1-②-6】 介護サービス従事者研修の講師依頼について
- 【資料 A-1-②-7】 学校法人鉄蕉館 平成 29 年度事業報告書【資料 F-7】 参照

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

南房総地域に位置する唯一の看護系大学としての特性を生かし、住民が参加する公開講座や講演会への講師派遣、映画会開催やイベントへの参加及び大学施設の開放を通し、地域連携活動を継続的に担っていく。

本学は、鴨川市をはじめとする自治体、医療・福祉機関や事業所などと構築したネットワークで、南房総地域における保健医療福祉に関する課題解決に向けての協働を推進する。加えて、医療・福祉サービスの質向上にむけた人材育成の役割を果たしていく。

【基準 A の自己評価】

地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働の自己判定に基づき、基準 A 地域連携は満たしていると評価できる。

V. 特記事項

1. チューター制について

本学では学生が豊かな大学生活を送れるよう、1人ひとりの学生に対し教員がきめ細かな関わりを持って支援するチューター制を設けている。具体的な役割としては、学生生活等のアドバイス、個別面談、各学生の科目履修や課外活動の状況把握及び国家試験対策支援等である。個別面談では学生の健康状態、生活習慣、交友関係、保護者との連絡状況等についての確認を行い、学生とのコミュニケーションを通じ、信頼関係を深めている。また、状況に応じて他教職員と連携をとり、大学全体で学生を支援する手厚い支援体制を整えている。

日々様々な問題に直面し、不安や悩みを抱える学生達にとり、チューターは良き理解者、心強い存在であり、教員との良好な人間関係を築いている。

2. 大学院進学に関する支援制度について

本法人の職員に対しては、自己の能力を向上させ、法人に貢献するため、自らの意志で大学院に進学する者に対し、返済免除付奨学金月額10万円と返済条件付月額10万円、合計20万円の資金提供をする制度を設けており、平成29(2017)年度からは2人の専任教員が利用している。

原則として修学期間終了後に継続して法人に勤務する意思があるものを支援対象者としており、また奨学金の返済期間は原則として貸与を受けた期間の2倍の期間内としていることから、専門性を高めた良質な教員の確保や、その教員から後継者への十分な時間をかけた指導・育成を可能とする、教員組織や教育研究の質向上が期待できるものである。

法人の職員であれば支援対象となっており、全ての教職員への能力向上の機会を与えられる点は、本学独自のものである。

3. 電子機器の導入について

本学は、「平成29年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」により、iPad(学生用:308台、教職員用:40台)、電子黒板2台、ハイブリッドシミュレーター1台等を購入した。これら電子機器の導入により、学生に対しては、講義、実習におけるアクティブラーニングの補助教具として、効果的な学習環境を整備した。一方、学内会議、各委員会は現在iPadを使用したペーパーレス会議を実施しており、労働時間の短縮、費用削減等、効率的な大学運営が可能となった。

上記補助金の申請にあたっては多くの教職員が参画しており、効果的な学習・職場環境を教職協働で具現化したと言える。

今後も教育研究活動や大学運営に資するべく、これらの機器を有効利用していく。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に本学の学部組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条に本学の修業年限を定めている。	3-2
第 88 条	○	学則第 23 条に編入学、転入学、再入学の修業年限等を定めている。	3-2
第 89 条	—	本学では早期卒業の特例を認めていない。	3-2
第 90 条	○	学則第 16 条に入学資格を定め、入学者選抜を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 5 条、6 条、7 条に教職員組織について定め組織編制を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条に本学教授会について定め開催している。	4-1
第 104 条	○	学則第 40 条に学位の授与について定め授与している。	3-1
第 105 条	—	本学は特別課程を編成していない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学に当てはまらない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己評価、亀田医療大学学長戦略室規程にて自己評価・認証評価について定めており、自己点検評価は平成 29 年度実施、認証評価は平成 30 年度実施予定。	6-2
第 113 条	○	学校法人鉄蕉館情報公開規程により、教育研究活動の状況の公表について定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 5 条、7 条に事務職員について定めている。本学は技術職員を置いていない。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 20 条に編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	亀田医療大学編入学に関する規程第 3 条に専修学校専門課程修了者について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 12 条、13 条に修業年限や休業日、第 3 条に課程の組織、第 7 章に教育課程や授業日時数、第 34 条、40 条に学習の評価及び課程修了の認定、第 3 条 2 項、2 章に収容定員及び職員組織、第 6 章、8 章に入学、退学、転学、休学及び卒業、第 44 条に授業料、入学金、第 11 章に賞罰について定められている。本学は寄宿舎を置いていないため、学則に定めていない。通信制の課程は置いていない。	3-1 3-2

亀田医療大学

第 24 条	—	本学には児童が在籍していない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 46 条に懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	本学では学校に関係のある法令や学則を亀田医療大学規程集、学校法人鉄蕉館規程集、内規・取扱の中で定めており、その他備付表簿を各学務課、総務課、財務課で管理を行っている。また保存期間について、学校法人鉄蕉館文書保存要項で定めている。	3-2
第 143 条	—	本学は、代議員会を置いていない。	4-1
第 146 条	○	学則第 7 章にて修業年限の通算について定めている。	3-1
第 147 条	—	本学では早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 148 条	—	本学では特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない。	3-1
第 149 条	—	本学では早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者について定めている。	2-1
第 151 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 152 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 153 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 154 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 37 条に短期大学卒業者の大学編入学について定めている。	2-1
第 162 条	—	本学では外国の大学の課程を置いていない。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条に学年の始期及び終期を定めている。学年の途中における入学は認めていない。第 39 条で卒業については定めている。	3-2
第 164 条	—	本学では特別の課程を置いていない。	3-1
第 165 条の 2	○	本学は単科大学である。また学則第 8 章では卒業の認定、第 7 章で教育課程の編成・実施、第 6 章で入学者の受入れについて定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に自己評価、亀田医療大学学長戦略室規程にて自己評価・認証評価について定めており、適切な評価について定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	学校法人鉄蕉館情報公開規程により、教育研究活動等の情報の公表について定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 40 条に学位授与について定めている。	3-1
第 178 条	—	高等専門学校卒業者の編入学は認めていない。	2-1

亀田医療大学

第 186 条	○	亀田医療大学編入学に関する規程第 5 条に修業年限を定め、既修得単位及び入学後の履修については第 9 条に定める。	2-1
---------	---	---	-----

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	×	第 13 条が順守されていない。(6 月に教授数が充足され、○となる。)	6-2 6-3
第 2 条	○	本学は単科大学である。大学として学則を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則の第 6 章に入学者選抜について定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	各亀田医療大学委員会規則にて定めており、連携及び協働が働いている。	2-2
第 3 条	○	学則第 3 条に学部を定め、第 2 章に教職員組織について定めている。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条の 2 項に学科について定めている。	1-2
第 5 条	—	学科に代わる課程は設けていない。	1-2
第 6 条	○	学則第 6 条に、教育研究上の目的を達成するための教員組織については定めている。施設設備については、本学ホームページ「キャンパス紹介」「図書館」ページ等に記載を行っている。運営の仕組みについては、学校法人鉄蕉館中期経営計画や学校法人鉄蕉館平成 30 年度事業計画に記載を行っている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 5 条、6 条、7 条に教職員組織について定め組織編制を行っている。	3-2 4-2
第 10 条	○	亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則第 2 条に授業科目について定め、適切な担当・補助を行っている。	3-2 4-2
第 11 条	—	本学の教員は全員授業を担当している。	3-2 4-2
第 12 条	○	亀田医療大学教員選考基準のもと、適切な専任教員を選出している。	3-2 4-2
第 13 条	×	専任教員数は充足しているが、教授数が不足している。(6 月に充足し、○となる)	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	亀田医療大学学長選考等規程に学長の資格を定めている。	4-1
第 14 条	○	亀田医療大学教員選考基準第 2 条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	亀田医療大学教員選考基準第 3 条に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	亀田医療大学教員選考基準第 4 条に講師の資格を定めている。	3-2 4-2

亀田医療大学

第 16 条の 2	○	亀田医療大学教員選考基準第 5 条に助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	亀田医療大学教員選考基準第 6 条に助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 30 条に教育課程の編成方針について定めている。	3-2
第 20 条	○	学則第 30 条第 2 項に教育課程の編成方法について定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 32 条 1 号に各授業科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 32 条 2 号に授業期間について定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 32 条 3 号に各授業科目の授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	本学ホームページキャンパス紹介に記載のあるように、本学は 3 階に基礎看護 4 階に多目的看護と階を分けて各領域の実習、講義が行えるよう設置しており、また講義室には学年全員が講義に出席できるようスペース、席を置いている。	2-5
第 25 条	○	亀田医療大学シラバスに各授業項目にて、その方法を示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	亀田医療大学シラバス各授業項目にて、成績評価基準等の明示等を示している。	3-1
第 25 条の 3	○	亀田医療大学大学運営会議規程第 1 条の 2 に組織的な研修について定めている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	本学では昼夜開講制度を設けていない	3-2
第 27 条	○	学則第 33 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学生便覧 2018IV 履修の概要にて、履修科目の登録の上限について記載を行っている。	3-2
第 28 条	○	学則第 35 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 36 条に大学以外の教育施設等における学習について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 37 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	本学では長期にわたる教育課程の履修を認めていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 41 条に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 39 条に卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	本学では授業時間制度を設置していない。	3-1
第 34 条	○	亀田医療大学学生会館使用規則第 2 条に学生が急速その他利用するのに適当な空地について定めている。	2-5
第 35 条	○	亀田医療大学体育施設使用規則第 2 条に運動場について定めている。	2-5

亀田医療大学

第 36 条	○	亀田医療大学本館及び研究棟使用規則、亀田医療大学学生会館使用規則、亀田医療大学体育施設使用規則に校舎等施設について定めている。	2-5
第 37 条	○	本学ホームページ本校舎建設記録に、校地の面積について記載を行っている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学ホームページ本校舎建設記録に、校舎の面積について記載を行っている。	2-5
第 38 条	○	亀田医療大学図書館管理規程第 6 条に図書等の資料及び図書館について定めている。	2-5
第 39 条	—	本学は附属施設を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	—	本学は薬学に関する学部を設置していない。	2-5
第 40 条	○	大学ホームページ「キャンパス紹介」のページにて、授業を行うでの実習室や機材等についての概要を記載している。	2-5
第 40 条の 2	—	本学は二以上の校地をおいていない。	2-5
第 40 条の 3	○	亀田医療大学本館及び研究棟使用規則第 1 条にて教育研究環境の整備について定めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学則第 1 条に大学等の名称について定めている。	1-1
第 41 条	○	学則第 7 条に事務組織について定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学則第 7 条 2 項に専任の職員を置く適当な組織について定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学則第 5 条の 2 に適正な体制について定めている。	2-3
第 42 条の 3	○	亀田医療大学大学運営会議規程第 1 条の 2 に組織的な研修について定めている。	4-3
第 43 条	—	本学に二以上の大学は設置していない	3-2
第 44 条	—	本学に共同教育課程を置いていない。	3-1
第 45 条	—	本学に共同教育課程を置いていない。	3-1
第 46 条	—	本学に共同学科を置いていない。	3-2 4-2
第 47 条	—	本学に共同学科を置いていない。	2-5
第 48 条	—	本学に共同学科を置いていない。	2-5
第 49 条	—	本学に共同学科を置いていない。	2-5
第 57 条	—	本学は外国に学部を置いていない。	1-2
第 58 条	—	学校教育法第百三条に定める大学に本学が該当しない。	2-5
第 60 条	—	本学は新たな大学等、薬学の課程の設置は行っていない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

亀田医療大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 40 条に学士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 40 条 2 項に学位授与における適切な専攻分野名称について定めている。	3-1
第 13 条	○	学則第 40 条 2 項に学位授与に関する事項について定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員について定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条に理事長、第 16 条に監事の職務を定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条に役員を選任を定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条 2 項に役員の兼職について定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に役員の補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条に諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条に評議員期の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 36 条 2 項に評議員会に対する決算等の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 37 条に財産目録等の備付及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 39 条に会計年度について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	該当なし	1-1
第 100 条	—	該当なし	1-2
第 102 条	—	該当なし	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

亀田医療大学

第 155 条	—	該当なし	2-1
第 156 条	—	該当なし	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	該当なし	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	該当なし	2-1
第 1 条の 4	—	該当なし	2-2
第 2 条	—	該当なし	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	—	該当なし	1-2
第 4 条	—	該当なし	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2
第 7 条	—	該当なし	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし	2-1
第 11 条	—	該当なし	3-2
第 12 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし	2-2 3-2

亀田医療大学

第 14 条	—	該当なし	3-2
第 14 条の 2	—	該当なし	3-1
第 14 条の 3	—	該当なし	3-3 4-2
第 15 条	—	該当なし	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	—	該当なし	3-1
第 19 条	—	該当なし	2-5
第 20 条	—	該当なし	2-5
第 21 条	—	該当なし	2-5
第 22 条	—	該当なし	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし	2-5
第 22 条の 3	—	該当なし	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	該当なし	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 42 条	—	該当なし	4-1 4-3
第 43 条	—	該当なし	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	該当なし	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-1
第 5 条	—	該当なし	3-1

第12条	—	該当なし	3-1
------	---	------	-----

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人鉄蕉館寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	亀田医療大学大学案内 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	亀田医療大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度 学生募集要項	

亀田医療大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 30 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人鉄蕉館 平成 30 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人鉄蕉館 平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
	キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人鉄蕉館規程集（目次）	
	亀田医療大学規程集（目次）	
	内規・取扱（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 30 年度学校法人鉄蕉館役員名簿	
	平成 29 年度学校法人鉄蕉館 理事会・評議員会開催状況表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人鉄蕉館 平成 25～29 年度 財務計算に関する書類	
	学校法人鉄蕉館 平成 25～29 年度 監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	平成 30 年度シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)	【資料 F-2】 P3 参照
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 28 年度 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	(H30 年度初受審)	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-①-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-①-2】	亀田医療大学大学案内 2019 日本語版、英語版	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-①-3】	平成 30 年度 学生便覧(P1)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-②-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「教育理念と教育目標」 http://www.kameda.ac.jp/department/index.html	
【資料 1-1-②-2】	亀田医療大学大学案内 2019 (P2, P3)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-②-3】	平成 30 年度 シラバス (P9)	【資料 F-12】 参照
【資料 1-1-②-4】	平成 30 年度 学生便覧 (P1)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-③-1】	亀田医療大学大学案内 2019 (P2)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-③-2】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	
【資料 1-1-③-3】	ユニフィケーション活動に関する協定書	
【資料 1-1-④-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-2-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 1-2-①-2】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】 参照

亀田医療大学

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-②-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-2-②-2】	亀田医療大学大学案内 2019 日本語版、英語版	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-②-3】	亀田医療大学ホームページ「大学概要」 http://www.kameda.ac.jp/university/index.html	
【資料 1-2-②-4】	平成 30 年度 学生便覧 (P1)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-②-5】	2019 学生募集要項 (P1)	【資料 F-4】 参照
【資料 1-2-③-1】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】 参照
【資料 1-2-③-2】	亀田医療大学ホームページ抜粋 (中期計画・見出し)	
【資料 1-2-④-1】	亀田医療大学大学案内 2019 (P3)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-④-2】	平成 30 年度 学生便覧 (P1～P2)	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-④-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」 http://www.kameda.ac.jp/university/3policy.html	
【資料 1-2-⑤-1】	学校法人鉄蕉館 組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-①-1】	2019 学生募集要項 (P1)	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-①-2】	亀田医療大学大学案内 2019 (P3)	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-①-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」	【資料 1-2-④-3】 参照
【資料 2-1-②-1】	2019 年度 学生募集要項 (P1～P7)	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-②-2】	亀田医療大学ホームページ抜粋「入学案内」 http://www.kameda.ac.jp/entrance/exam_info.html	
【資料 2-1-③-1】	2019 学生募集要項 (P1)	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-③-2】	亀田医療大学入試結果 (H24～H30 年度)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-①-1】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	
【資料 2-2-①-2】	平成 29 年度 1 年生 基礎学力試験結果	
【資料 2-2-①-3】	平成 29 年度 学生生活満足度調査報告書	
【資料 2-2-①-4】	平成 28 年度 第 2 回学生生活実態調査報告書	
【資料 2-2-①-5】	チューター制について (具体的な役割)	
【資料 2-2-①-6】	平成 29・30 年度前期 後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について	
【資料 2-2-①-7】	平成 28 年度 学年主任について	
【資料 2-2-②-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「教員紹介」 http://www.kameda.ac.jp/department/staff.html	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-①-1】	平成 30 年度 1・2・3 年次国家試験対策予定	
【資料 2-3-①-2】	看護師国家試験学内業者模試日程	
【資料 2-3-①-3】	卒業生派遣の依頼	
【資料 2-3-①-4】	平成 30 年度 進路支援ガイダンス資料	
【資料 2-3-①-5】	チューター制について (具体的な役割)	【資料 2-2-①-5】 参照
【資料 2-3-①-6】	平成 29・30 年度前期 後援会総会、保護者懇親会、チューター面接について	【資料 2-2-①-6】 参照
【資料 2-3-①-7】	進路希望調査結果	
【資料 2-3-①-8】	国家試験結果	
【資料 2-3-①-9】	就職一覧	

亀田医療大学

2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-①-1】	亀田医療大学学生支援委員会規則	
【資料 2-4-①-2】	チューター制について（具体的な役割）	【資料 2-2-①-5】 参照
【資料 2-4-①-3】	チューター変更希望届	
【資料 2-4-①-4】	平成 30 年度(前期)教員オフィスアワー一覧表	
【資料 2-4-①-5】	ハラスメント相談体制と人権委員会委員・相談員	
【資料 2-4-①-6】	リーフレット「ハラスメント防止と対応」	
【資料 2-4-①-7】	亀田医療大学学生相談室のご案内	
【資料 2-4-①-8】	平成 29 年度 保健室運営報告	
【資料 2-4-①-9】	学校法人鉄蕉館リスクマネジメント及び危機管理基本規則	
【資料 2-4-①-10】	学校法人鉄蕉館亀田医療大学 消防計画	
【資料 2-4-①-11】	平成 29 年度 Will の利用状況	
【資料 2-4-①-12】	平成 29・30 年度 奨学金貸与一覧	
【資料 2-4-①-13】	平成 29・30 年度 学内団体一覧表	
【資料 2-4-①-14】	平成 30 年度亀田医療大学 BLS 研修	
【資料 2-4-①-15】	平成 30 年度 学生便覧（P21 既習修得単位の認定(入学前)）	【資料 F-5】 参照
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-①-1】	学校施設調査票	
【資料 2-5-①-2】	亀田医療大学校舎配置図	
【資料 2-5-①-3】	土地及び建物等使用貸借契約書	
【資料 2-5-②-1】	学校法人鉄蕉館図書管理規程	
【資料 2-5-②-2】	亀田医療大学図書館管理規程	
【資料 2-5-②-3】	亀田医療大学図書館利用規程	
【資料 2-5-②-4】	亀田医療大学図書委員会規則	
【資料 2-5-④-1】	教室設備	
【資料 2-5-④-2】	平成 30 年度【前期】時間割	
【資料 2-5-④-3】	平成 30 年度 クラス分け表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-①-1】	VOICE ボックスの設置について	
【資料 2-6-②-1】	平成 29 年度 学生生活満足度調査報告書	【資料 2-2-①-3】 参照
【資料 2-6-③-1】	VOICE ボックスの設置について	【資料 2-6-①-1】 参照
【資料 2-6-③-2】	チューター担当学生変更希望届	
【資料 2-6-③-3】	平成 29 年度前期 後援会総会、保護者懇親会、チューター一面接について	【資料 2-2-①-6】 参照
【資料 2-6-③-4】	平成 28 年度 第 2 回学生生活実態調査報告書	【資料 2-2-①-4】 参照

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-①-1】	平成 30 年度 シラバス (P9)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-①-2】	平成 30 年度 学生便覧 (P1)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-②-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-②-2】	亀田医療大学履修規則	
【資料 3-1-②-3】	平成 30 年度学生便覧 (P10～P16)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-②-4】	亀田医療大学 GPA 制度取扱要項	
【資料 3-1-③-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】 参照

亀田医療大学

【資料 3-1-③-2】	亀田医療大学履修規則	【資料 3-1-②-2】 参照
【資料 3-1-③-3】	平成 30 年度学生便覧 (P27)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-③-4】	平成 30 年度シラバス (P19～P138)	【資料 F-12】 参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-①-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「理念と方針」	【資料 1-2-④-3】 参照
【資料 3-2-②-1】	平成 30 年度 学生便覧 (P1～P7)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-③-1】	平成 30 年度 学生便覧 (P2～P7)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-④-1】	平成 30 年度 シラバス (P13～P14)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-⑤-1】	平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書 (7/7～3/5, 該当部は 9/14)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-①-1】	平成 30 年度 シラバス (P11～P12)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-①-2】	平成 30 年度 学生便覧 (P3～P5)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-3-②-1】	教員による授業評価作成要項	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-①-1】	亀田医療大学副学長選考規程	
【資料 4-1-①-2】	亀田医療大学学長特命補佐選考規程	
【資料 4-1-①-3】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】 参照
【資料 4-1-②-1】	学校法人鉄蕉館事務組織規程	
【資料 4-1-②-2】	亀田医療大学委員会関連規程 (教務・カリキュラム委員会規則、学生支援委員会規則、総合研究所規程)	
【資料 4-1-②-3】	平成 30 年度委員会構成	
【資料 4-1-③-1】	学校法人鉄蕉館事務組織規程	【資料 4-1-②-1】 参照
【資料 4-1-③-2】	平成 30 年度委員会構成	【資料 4-1-②-3】 参照
【資料 4-1-③-3】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】 参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-①-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋「教員紹介」	【資料 2-2-②-1】 参照
【資料 4-2-①-2】	亀田医療大学教員選考規程	
【資料 4-2-①-3】	亀田医療大学教員選考基準	
【資料 4-2-①-4】	亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針	
【資料 4-2-①-5】	亀田医療大学領域別教員定数	
【資料 4-2-①-6】	亀田医療大学教員業績評価に関する規程	
【資料 4-2-①-7】	亀田医療大学教員業績評価実施要項	
【資料 4-2-②-1】	亀田医療大学運営会議規程	
【資料 4-2-②-2】	平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書	【資料 3-2-⑤-1】 参照
【資料 4-2-②-3】	平成 30 年度 SD・FD 企画案	
【資料 4-2-②-4】	学校法人鉄蕉館 大学院進学に関する支援制度取扱要項	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-①-1】	亀田医療大学運営会議規程	【資料 4-2-②-1】 参照
【資料 4-3-①-2】	平成 29 年度亀田医療大学 FD・SD 活動報告	【資料 3-2-⑤-1】 参照
【資料 4-3-①-3】	平成 30 年度亀田医療大学 FD・SD 活動予定表	【資料 4-2-②-3】 参照
【資料 4-3-①-4】	亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要	

亀田医療大学

【資料 4-3-①-5】	平成 29 年 9 月 27 日開催 科研費セミナー資料（一部）	
【資料 4-3-①-6】	平成 30 年 6 月 4 日開催 経常費補助金説明会資料（一部）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-①-1】	平成 30 年度 学生便覧(P182～P183)	【資料 F-5】 参照
【資料 4-4-①-2】	学校施設調査票	【資料 2-5-①-1】 参照
【資料 4-4-①-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」 http://www.kameda.ac.jp/campus/library.html	
【資料 4-4-①-4】	亀田医療大学総合研究所規程	【資料 4-1-②-2】 参照
【資料 4-4-②-1】	亀田医療大学研究倫理審査取扱規程	
【資料 4-4-②-2】	亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則	
【資料 4-4-②-3】	平成 30 年度 委員会構成	【資料 4-1-②-3】 参照
【資料 4-4-②-4】	亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要	【資料 4-3-①-4】 参照
【資料 4-4-②-5】	看護研究のシラバス	
【資料 4-4-②-6】	亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程	
【資料 4-4-②-7】	亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程	
【資料 4-4-②-8】	平成 29 年度 科研費学内説明会資料	
【資料 4-4-③-1】	亀田医療大学教員研究費規程	
【資料 4-4-③-2】	亀田医療大学学長裁量経費の配分方針	
【資料 4-4-③-3】	科研費学内説明会資料	【資料 4-4-②-8】 参照
【資料 4-4-③-4】	亀田医療大学研究倫理審査取扱規程	【資料 4-4-②-1】 参照
【資料 4-4-③-5】	平成 30 年度委員会構成	【資料 4-1-②-3】 参照
【資料 4-4-③-6】	亀田医療大学総合研究所規程	【資料 4-1-②-2】 参照

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-①-2】	学校法人鉄蕉館 組織図	【資料 1-2-⑤-1】 参照
【資料 5-1-①-3】	学校法人鉄蕉館監事監査規程	
【資料 5-1-①-4】	学校法人鉄蕉館事務組織規程	【資料 4-1-②-1】 参照
【資料 5-1-①-5】	学校法人鉄蕉館文書取扱規程	
【資料 5-1-①-6】	学校法人鉄蕉館文書保存要項	
【資料 5-1-①-7】	学校法人鉄蕉館経理規程	
【資料 5-1-①-8】	学校法人鉄蕉館内部監査規程	
【資料 5-1-①-9】	学校法人鉄蕉館公益通報者保護規程	
【資料 5-1-②-1】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】 参照
【資料 5-1-②-2】	学校法人鉄蕉館平成 30 年度事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 5-1-③-1】	平成 30 年度 保健ワーキング実施計画書	
【資料 5-1-③-2】	平成 30 年度 安全衛生管理活動計画表	
【資料 5-1-③-3】	学校法人鉄蕉館リスクマネジメント及び危機管理基本規則	【資料 2-4-①-9】 参照
【資料 5-1-③-4】	亀田医療大学人権委員会規則	
【資料 5-1-③-5】	学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-③-6】	亀田医療大学研究倫理審査取扱規程	【資料 4-4-②-1】 参照
【資料 5-1-③-7】	亀田医療大学研究倫理審査委員会審査運営細則	【資料 4-4-②-2】 参照
【資料 5-1-③-8】	学校法人鉄蕉館個人情報保護規程	

亀田医療大学

【資料 5-1-③-9】	特定個人情報についての基本方針	
【資料 5-1-③-10】	学校法人鉄蕉館特定個人情報保護規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-①-2】	学校法人鉄蕉館 組織図	【資料 1-2-⑤-1】 参照
【資料 5-2-①-3】	学校法人鉄蕉館理事会議事録（平成 29 年度）	
【資料 5-2-①-4】	学校法人鉄蕉館評議員会議事録（平成 29 年度）	
【資料 5-2-①-5】	学校法人鉄蕉館経営会議要項	
【資料 5-2-①-6】	学校法人鉄蕉館経営会議議事録（平成 29 年度）	
【資料 5-2-①-7】	学校法人鉄蕉館法人規則等制定改廃権限の所在を定める規則	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-①-1】	亀田医療大学副学長選考規程	【資料 4-1-①-1】 参照
【資料 5-3-①-2】	学長の命を受けて副学長がつかさどる事項	
【資料 5-3-①-3】	亀田医療大学学長特命補佐選考規程	【資料 4-1-①-2】 参照
【資料 5-3-①-4】	学校法人鉄蕉館亀田医療大学運営会議規程	【資料 4-2-②-1】 参照
【資料 5-3-①-5】	学校法人鉄蕉館亀田医療大学運営会議議事録 （平成 29(2017)年度）	
【資料 5-3-①-6】	学校法人鉄蕉館教授会規程	
【資料 5-3-①-7】	教授会で意見を聴く事項	
【資料 5-3-①-8】	亀田医療大学教授会議事録・意見書（平成 29(2017)年度）	
【資料 5-3-①-9】	学校法人鉄蕉館組織図	【資料 1-2-⑤-1】 参照
【資料 5-3-②-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-②-2】	学校法人鉄蕉館（平成 25～29 年度）監事監査報告書	【資料 F-11】 参照
【資料 5-3-②-3】	学校法人鉄蕉館内部監査規程	【資料 5-1-①-7】 参照
【資料 5-3-②-4】	平成 29 年度内部監査活動報告	
【資料 5-3-②-5】	学校法人鉄蕉館組織図	【資料 1-2-⑤-1】 参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-①-1】	学校法人鉄蕉館 財務計算に関する書類（平成 25 年度～平成 29 年度）	【資料 F-11】 参照
【資料 5-4-①-2】	大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成 27 年度）（平成 28 年度）の結果について（通知）	
【資料 5-4-①-3】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】 参照
【資料 5-4-①-4】	経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第 4 号その 1）	
【資料 5-4-①-5】	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第 4 号その 4）	
【資料 5-4-①-6】	学校法人鉄蕉館平成 30 年度事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 5-4-①-7】	平成 30 年度収支予算	
【資料 5-4-②-1】	中期計画(2016.9.6)に関する監事監査について	
【資料 5-4-②-2】	財務比率比較表：法人全体、大学	
【資料 5-4-②-3】	経年比較（平成 25～29 年度）：法人全体、大学、専門	
【資料 5-4-②-4】	亀田医療大学領域別教員定数	
【資料 5-4-②-5】	独立監査人の監査報告書（平成 25～29 年度）	
【資料 5-4-②-6】	平成 29 年度事業報告書	
【資料 5-4-②-7】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【資料 5-4-②-8】	亀田医療大学大学院看護学研究科開設に伴う寄附行為変更関連主要資料（様式 4-1、4-4、10-1、10-2）	
【資料 5-4-②-9】	定量的な経営指標に基づく経営状態の区分	

亀田医療大学

(平成 26(2014)～29(2017)年度)		
5-5. 会計		
【資料 5-5-①-1】	学校法人鉄蕉館経理規程	【資料 5-1-①-6】 参照
【資料 5-5-①-2】	学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-①-3】	学校法人鉄蕉館 寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-5-②-1】	学校法人鉄蕉館 内部監査規程	【資料 5-1-①-7】 参照
【資料 5-5-②-2】	学校法人鉄蕉館 監事監査規程	【資料 5-1-①-3】 参照
【資料 5-5-②-3】	平成 28 年度 監事監査計画	
【資料 5-5-②-4】	独立監査人の監査報告 (平成 29 年度)	【資料 5-4-②-7】 参照
【資料 5-5-②-5】	中期計画(2016.9.6)に関する監事監査について	【資料 5-4-②-1】 参照
【資料 5-5-②-6】	平成 29 年度独立監査人監査日程	
【資料 5-5-②-7】	平成 29 年度内部監査活動報告	【資料 5-3-②-4】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-①-1】	学校法人鉄蕉館 組織図	【資料 1-2-⑤-1】 参照
【資料 6-1-①-2】	学校法人鉄蕉館 寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 6-1-①-3】	学校法人鉄蕉館経営会議要項	【資料 5-2-①-5】 参照
【資料 6-1-①-4】	亀田医療大学大学運営会議規程	【資料 4-2-②-1】 参照
【資料 6-1-①-5】	亀田医療大学教授会規程	【資料 5-3-①-6】 参照
【資料 6-1-①-6】	亀田医療大学学科会議規程	
【資料 6-1-①-7】	VOICE ボックスの設置について	【資料 2-6-①-1】 参照
【資料 6-1-①-8】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】 参照
【資料 6-1-①-9】	平成 30 年度委員会構成	【資料 4-1-②-3】 参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-①-1】	学生の授業評価	
【資料 6-2-①-2】	教員による授業評価作成要項	【資料 3-3-②-1】 参照
【資料 6-2-①-3】	看護実践能力の学年毎評価	
【資料 6-2-①-4】	平成 29 年度研究交流会資料	
【資料 6-2-①-5】	平成 29 年度ペーパーオブザイヤー資料	
【資料 6-2-①-6】	平成 29 年度事業報告書	【資料 5-4-②-8】 参照
【資料 6-2-①-7】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】 参照
【資料 6-2-①-8】	自己点検評価書	
【資料 6-2-①-9】	自己点検評価に係る第三者評価	
【資料 6-2-②-1】	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学学長戦略室規程	【資料 2-2-①-1】 参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-①-1】	亀田医療大学 学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 6-3-①-2】	平成 29 年度 FD・SD 研修実施報告書	【資料 3-2-⑤-1】 参照
【資料 6-3-①-3】	「大学設置等に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査(平成 27 年度)(平成 28 年度)の結果について(通知)」	【資料 5-4-①-2】 参照
【資料 6-3-①-4】	平成 28 年～平成 32 年(2016～2020)中長期目標・平成 30 年度目標	【資料 1-1-③-2】 参照

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働		
【資料 A-1-①-1】	地域連携推進協議会議事録	

亀田医療大学

【資料 A-1-①-2】	津波避難訓練アンケート集計（実施日平成 29(2017. 6. 28)）	
【資料 A-1-①-3】	鴨川市との連携事業等	
【資料 A-1-①-4】	土曜スクール報告(平成 29 年度、平成 30 年度)	
【資料 A-1-①-5】	市民公開講座報告	
【資料 A-1-①-6】	映画会報告	
【資料 A-1-①-7】	平成 30 年度外部施設貸出リスト	
【資料 A-1-①-8】	オルカ鴨川 FC との協定書(平成 27 年 2 月 1 日締結)	
【資料 A-1-②-1】	鴨川医療連携会議研修会資料「管理栄養士・栄養士とつながろう」	
【資料 A-1-②-2】	第 37 回日本看護科学学会学術集会抄録(052-5)	
【資料 A-1-②-3】	実習指導者講習会報告	
【資料 A-1-②-4】	長狭高等学校医療・福祉コースプログラムアンケート結果	
【資料 A-1-②-5】	H29 年度 松尾高校アンケート結果	
【資料 A-1-②-6】	介護サービス従事者研修の講師依頼について	
【資料 A-1-②-7】	学校法人鉄蕉館 平成 29 年度事業報告書	【資料 F-7】 参照

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。